

令和 4 年度 社会福祉法人摂津宥和会 事業計画

令和 2 年から続くコロナ禍により、私たちを取り巻く環境や生活様式は大きく変化しました。

令和 3 年度は、令和 2 年度に引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大により、当法人においても、感染予防対策の徹底や、感染発生時は、感染拡大防止に向けての対応に全力で取り組み、これまでのサービスの在り方についても見直しを図る必要性に迫られ続けた一年となりました。また、職員の私生活においても、引き続き「不要不急の外出自粛」を求められるなど、公私において大変な 1 年となりました。

令和 4 年度は、コロナ禍となって 3 年目を迎えますが、いまだ終息の兆しが見えておらず、まだまだこの闘いは継続しそうな状況です。昨年度から引き続き、それぞれの施設において感染拡大防止対策を徹底していくとともに、関係省庁からの発表などについて、速やかに情報収集を行い、感染発生時は、各施設において策定している事業継続計画（BCP）に基づき対応していきます。

コロナ禍において、人と人との「社会的距離（ソーシャルディスタンス）」をとることが日常となる中でも、利用者や職員同士の「心の距離」については、広げることなく、むしろさらに縮めていけるよう、これまで以上に工夫をして、日々の業務に取り組んでいきます。

少子高齢化の進展や人口減少社会の到来に伴う現役世代（生産年齢人口）の減少のため、今後、福祉人材の確保がより困難になっていくことが予想されます。昨年度から引き続き、人材の確保・育成・定着に向けた取り組みについて、一層の充実を図っていきます。

また、人材育成への取り組みについては、令和 3 年度より、次代を担う人材の育成や人材定着を目的として、新たに人材育成担当統括者を配置し、人材育成担当統括者と各施設の主任以下の職員で構成する「人材育成策検討委員会」を設置しました。委員会では、主に人材育成ビジョンの作成に向けた検討等を行ってきました。令和 4 年度についても、引き続き検討を重ねていきます。

1	法人事務局	・ ・ ・ ・ ・ 1
2	地域生活支援センター	
	Ⅰ 障害者支援施設「摂津市立みきの路」	・ ・ ・ ・ ・ 1 0
	Ⅱ 共同生活援助（グループホーム）	・ ・ ・ ・ ・ 2 2
	Ⅲ 共同生活援助（短期入所）	・ ・ ・ ・ ・ 2 7
3	摂津市立児童発達支援センター	
	Ⅰ 児童発達支援センター「つくし園」	・ ・ ・ ・ ・ 3 0
	Ⅱ 障害児通所支援施設 「めばえ園」	・ ・ ・ ・ ・ 3 8
4	多機能型事業所「摂津市立ひびきはばたき園」	・ ・ ・ ・ ・ 4 3
5	摂津市立身体障害者・老人福祉センター	・ ・ ・ ・ ・ 5 6
6	摂津市障害者職業能力開発センター「せつつくすのき」	・ ・ ・ ・ ・ 6 1
7	摂津市立第 1 児童センター	・ ・ ・ ・ ・ 6 7
8	摂津市障害者総合支援センター	
	Ⅰ 摂津市障害者総合相談支援センター「ウイング」	・ ・ ・ ・ ・ 7 2
	Ⅱ 茨木・摂津障害者就業・生活支援センター	・ ・ ・ ・ ・ 7 9

1 法人事務局

1 運営方針

(1) 法人理念

障がいのある人もない人も、高齢者も子どもも、住み慣れた地域で共に支えあい生活し、一人ひとりが心に描く幸せを大切に、安心して適切な福祉サービスの提供と社会づくりをめざします。

(2) 法人経営方針

- ・誰もが幸せを実感できるよう、一人ひとりの個性とニーズに応じた質の高いサービスを提供します。
- ・福祉に対する関心を地域全体で高められるよう、地域に貢献し、地域から支えられる施設づくりを行います。
- ・各種事業で培われた福祉サービスについての知識や技術や情報をもとに、研さんを重ねることにより、さらなる福祉の向上に努めます。
- ・全職員が経営参画意識をもち、効率的な法人経営に努め、経営基盤の強化を図ります。

2 令和4年度重点目標

(1) 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応

① 感染防止対策の徹底

昨年度から引き続き、各施設において感染拡大防止対策を徹底するとともに、感染発生時は、各施設において策定している事業継続計画（BCP）に基づき対応していきます。

② 速やかな情報収集

厚生労働省、大阪府、摂津市などの関係省庁の発表等について、速やかに情報収集を行い、それに基づき適切な対応を行っていきます。また、必要に応じて、職員への周知や注意喚起等を行います。

③ 特例措置について

昨年度から引き続き、以下の場合について、必要な期間は特別休暇として取り扱います。また、必要に応じて項目を追加していきます。

- ・職員本人が新型コロナウイルスに感染した場合
- ・職員本人または職員の同居家族が濃厚接触者となった場合
- ・職員本人または職員の同居家族がPCR検査を受検した場合
- ・職員本人または職員の同居親族に新型コロナウイルス感染症と疑われる風邪症状がある場合

- ・新型コロナワクチン接種を受ける場合、または接種に伴う副反応が発生した場合

(2) 人材育成策検討委員会

① 人材育成担当統括者の配置と人材育成策検討委員会の設置

- ・令和3年度より、次代を担う人材の育成や人材定着を目的として、新たに人材育成担当統括者を配置しました。
- ・人材育成担当統括者と各施設の主任以下の職員で構成する人材育成策検討委員会を設置し、人材育成ビジョンの作成に向けた検討を行ってきました。

② 令和4年度の主な取り組み内容

- ・人材育成ビジョンの完成
- ・人材育成ビジョンの職員への周知と実行
- ・若手職員向け研修の企画・実施
- ・管理監督職員向け研修の企画・実施

(3) 2024年卒採用活動の充実

① 新卒採用プロジェクトチームの設置

これまでの新卒採用活動は、法人事務局で企画し、就職フェアや採用説明会の際に若手職員に出席してもらうという形で行ってきました。2024年卒採用からは、企画の段階から、中堅職員や若手職員の意見を取り入れていくことで、より学生や現場目線の内容で新卒採用活動を実施していくため、新たに、法人事務局と中堅・若手職員で構成する「新卒採用プロジェクトチーム」を設置し、より学生目線に立った新卒採用活動を実施していきます。

② インターンシップの実施

これまでの新卒採用活動において、学生と初めて接触する機会が大学3年次の3月から実施される就職フェアや採用説明会であり、そこで仮に優秀な学生と接触できたとしても、その前年のインターンシップ時期から接触している他法人に比べて不利でした。2024年卒採用からは、前述の「新卒採用プロジェクトチーム」において、インターンシップを企画・実施し、優秀な学生と早い時期から接触していくことで、内定受諾につなげていきます。また、インターンシップを通じて、採用試験のみでは見極めることができない、優秀な学生の発掘につなげていくとともに、入職前の早い時期から働くイメージを描いてもらうことで、入職後のミスマッチをなくし、人材定着につなげていきます。

③ SNSを活用した情報発信

Facebook や Instagram などの SNS を活用し、学生向けに法人の魅力を発信していくことで、人材確保につなげていきます。

(4) 法人内事業発表会の開催

各施設における日頃の取り組みについて、法人全体で共有し、他施設の職員との交流を深めるため、また、自施設の取り組み内容について改めて理解を深めるための研修の一環として、今年度より新たに「法人内事例発表会」を開催します。開催時期については、令和4年11月を予定しています。

3 事業内容

(1) 年間予定

月	主な内容	定例実施
4	辞令交付（新規採用、昇格、人事異動職員）	・施設連絡会 (毎月2回実施) ・全体研修 (年1回以上実施) ・管理監督職員研修 (随時実施) ・若手職員向け研修 (随時実施) ・会計担当者勉強会 (年1回実施)
5	監事監査、理事会	
6	定時評議員会	
7		
8		
9	次年度予算要求	
10	法人運動会	
11	事業発表会	
12		
1		
2		
3	理事会	

(2) 理事会の開催

法人の業務執行の決定、理事の職務の執行の監督等のため、5月と3月に理事会を開催します。また、その他必要に応じて臨時理事会を開催します。

(3) 評議員会の開催

計算書類及び財産目録の承認のため、6月に定時評議員会を開催します。また、必要に応じて、臨時評議員会を開催します。

(4) 監事監査の実施

「理事の職務の執行」及び「法人の業務及び財産の状況」の監査のため、5月に監事監査を実施します。

(5) 施設連絡会の開催

各事業所間の連携強化のため、法人事務局と各施設長で構成する施設連絡会を、月2回開催します。

4 積極的な情報発信の取り組み

(1) ホームページでの情報公開

- ① 定款、役員等名簿、役員等報酬規程、事業計画書、事業報告書、計算書類、財産目録、現況報告書、監事監査報告書をホームページ上で公開します。
- ② ホームページを頻繁に更新し、積極的に情報を発信していきます。

(2) 財務諸表等電子開示システム

独立行政法人福祉医療機構が運営する「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」を通じて、計算書類等及び財産目録等、現況報告書を公開します。

(3) 障害福祉サービス等情報公開システム

平成30年4月より施行された「障害福祉サービス情報公開制度」に基づき、独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公開システム」を通じて、当法人の運営する障害福祉サービスの内容について公開します。

5 人材確保・育成・定着に向けた取り組み

(1) 人材確保への取り組み

① 2023 年卒採用

- ・「マイナビ 2023」へ新卒求人情報を掲載し、サイトを通じて、学生からのエントリーや採用説明会の申込の受付をします。
- ・採用説明会や施設見学について、「対面」と「オンライン」の両方で開催し、参加する学生がどちらかを選択して参加できるように配慮します。

② 2024 年卒採用

- ・「マイナビ 2024」へインターンシップ及び新卒求人情報を掲載し、サイトを通じて学生からのエントリーや、インターンシップ及び採用説明会の申込の受付をします。
- ・採用説明会や施設見学について、「対面」と「オンライン」の両方で開催し、参加する学生がどちらかを選択して参加できるように配慮します。

③ 中途職員採用

必要に応じて、中途職員採用を実施していきます。

(2) 人材育成への取り組み

① 新規採用職員への研修

- ・新規採用職員に対して、採用時研修を実施します。また、それぞれの配属先において指導担当職員を選任し、入職後3か月間「新規採用職員日誌」を用いたOJTを実施します。3か月後と6か月後に指導担当職員との面談を実施します。
- ・採用時研修の内容について、必要に応じて見直しを行っていきます。

② 研修体制の充実

- ・全職員を対象とし、年2回、ハラスメント研修、人権研修を実施します。
- ・人材育成策検討委員会において、管理監督職員研修及び若手職員向け研修を企画・実施していきます。
- ・人材育成策検討委員会とも連携し、これまでの研修体制から更なる充実を図っていきます。

③ 法人事務局職員への研修

法人事務局職員については、専門性向上のため、必要に応じて会計研修等の外部研修を受講します。

(3) 人材定着に向けた取り組み

① 働きやすい職場づくりへの取り組み

- ・働きやすい職場づくりを目指し、風通しのよい組織風土の醸成など、職場環境の整備に取り組み、人材確保や人材定着につなげていきます。
- ・所属長による職員の個別面談を、年2回実施します。
- ・福利厚生事業の充実に努めます。

② 働き方改革への取り組み

- ・年次有給休暇が10日以上付与される全ての職員に対し、年5日、時季を指定して年次有給休暇を取得させます。
- ・全ての職員に対して、労働時間を客観的に把握できるよう努めます。また、業務の効率化のため、勤怠管理ソフトの導入について検討していきます。
- ・契約職員、嘱託職員の労働条件の改善について、今後も検討を重ねていきます。

③ ハラスメント防止措置

令和2年6月1日より、パワーハラスメント防止のため、必要な措置を講じることが事業主に義務づけられています。また、セクシュアルハラスメントや妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント対策についても、併せて義務づけられています。当法人においては、「職場におけるハラスメントの防止に関する規程」及び「パ

ワーハラスメントの防止及び相談対応マニュアル」を作成し、ハラスメント相談窓口を設置するなど、ハラスメント防止対策を取ってきました。今年度においても、引き続き取り組んでいきます。

④ ジョブ・リターン制度の新設

職員が結婚、妊娠、育児、介護、私傷病、配偶者の転勤などのやむを得ない事情により退職した場合について、それまでに当法人で培った知識や経験・スキルを生かして、再び活躍してもらうため、「ジョブ・リターン制度」を新設します。

⑤ 仕事と不妊治療の両立支援

令和4年4月1日より、不妊治療が公的保険の適用対象となることに伴い、当法人においては、不妊治療を理由とする最長2年間の休職制度を新設します。

6 地域における公益的な取り組みの実施

地域における公益的な取り組みの実施は、社会福祉法人の責務として位置付けられています。当法人では、地域から支えられる施設づくりを目指して、様々な公共的、公益的な取り組みを実施していきます。

(1) 社会貢献事業

大阪府社会福祉協議会社会貢献事業である「大阪しあわせネットワーク」に参画し、コミュニティソーシャルワーカーを配置して、地域で課題を抱える方への支援も行います。

(2) こども食堂の実施

令和元年度より、月1回、別府コミュニティセンターで、「こども食堂」を実施しています。令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で一度も実施することができていません。今年度については、新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、再開の時期や方法について検討していきます。

(3) 災害時の福祉避難所

「摂津市立みきの路」及び「摂津市立ふれあいの里」においては、摂津市と「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結しています。災害時には、地域の高齢の方や障がいのある方々などを地域から受け入れ、安心安全に過ごせる避難所を運営できるよう、災害用の備品や備蓄食の購入などを行います。

(4) 地域清掃活動

「摂津市立ふれあいの里」において、職員が定期的に、周辺のコモの清掃、ゴミ拾いなどをしており、今年度も継続して実施していきます。

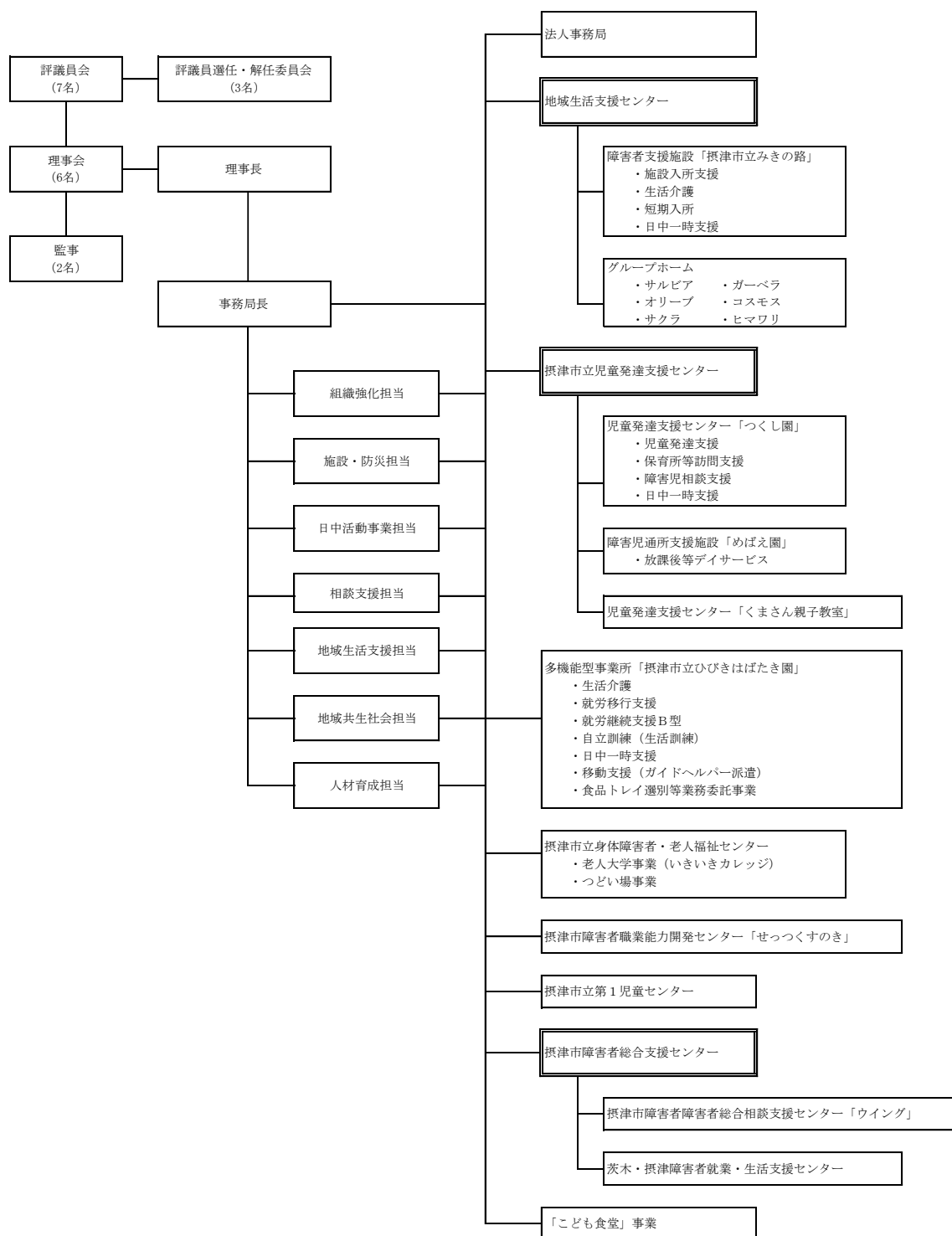
(5) 地域行事への積極的な参加

コロナ禍のもとで、地域行事は中止されていますが、今後再開される時には、各施設において地域の主催する行事に積極的に参加します。

7 虐待防止・身体拘束等適正化委員会の設置

令和3年度からの障害福祉サービス等報酬改定に伴い、障害者虐待防止および身体拘束等適正化のさらなる推進のため、令和4年度から「虐待防止委員会」および「身体拘束等適正化委員会」の設置が義務づけられることとなりました。当法人においては、令和3年度中から検討を重ねた結果、令和4年度より「虐待防止・身体拘束等適正化委員会」として、一体的に「虐待防止委員会」と「身体拘束等適正化委員会」を設置・運営していきます。

8 組織図（令和4年4月1日現在）



9 施設定員と職員配置（令和4年4月1日現在）

施設区分	施設定員	職員配置				合 計
		正職員	契約職員	嘱託職員	嘱託医	
法人事務局		4				4
地域生活支援センター						
障害者支援施設「摂津市立みきの路」						
施設入所支援	30	24	16	9	1	50
生活介護	40					
短期入所・日中一時支援	5					
グループホーム「サルビア」	10	6	2	30		38
グループホーム「ガーベラ」	5					
グループホーム「オリーブ」	4					
グループホーム「コスモス」	4					
グループホーム「サクラ」	6					
グループホーム「ヒマワリ」	10					
短期入所「ヒマワリ」	5					
摂津市立児童発達支援センター						
児童発達支援センター「つくし園」	30	14	3		2	19
障害児通所支援施設「めばえ園」	10	2	1	2	1	6
くまさん親子教室		3				3
多機能型事業所 「摂津市立ひびきはばたき園」		18	8	5	3	34
生活介護	28					
就労移行支援	10					
就労継続支援B型	16					
自立訓練	6					
摂津市立 身体障害者・老人福祉センター		3	1			4
摂津市障害者職業能力開発センター	20	6	2	1		9
摂津市立第1児童センター		3	2			5
摂津市障害者総合支援センター						0
摂津市障害者総合相談支援センター 「ウイング」		7				7
茨木・摂津障害者就業・生活支援 センター		4	2			6
合 計		94	37	47	7	185

2 地域生活支援センター

I 障害者支援施設 「摂津市立みきの路」

1 運営方針

利用者の個人としての尊厳の保持を旨とし、利用者が心身ともに健康で生きがいのある生活を送る中で、それぞれの年齢、障がい特性、健康状態に応じ、また可能な限りニーズを尊重して、自立と社会参加が出来るように支援します。なお、支援に当たっては、利用者の安心と安全を最優先します。

「ひとりひとりの素敵な笑顔と、いきいきと暮らす楽しい生活を大切にします」をスローガンに、利用者の望む生活の実現に向けて、意思決定を重視した支援、障がい特性に応じた支援ができるよう、積極的に研修を受講し職員の専門性の向上に努めます。

(1) 新型コロナウイルス感染症対策

- ① 「利用者を守る」「職員を守る」「みきの路を守る」をスローガンに、「最悪を想定し最善を尽くす」ため日々の健康管理、情報収集、感染予防と、感染拡大防止（ゾーニングなど）の徹底、クラスター発生時の対応マニュアル見直し、衛生備品の確保に努めます。
- ② 大阪モデルを参考にして作成した地域生活支援センター独自のロードマップの見直しを図りながら、自粛をお願いしている入所者の面会・帰宅・外出及び短期入所・日中一時支援の再開のための対策を検討します。

(2) 虐待防止委員の配置

令和4年度設置義務となる「障害者虐待防止委員会」を法人で立ち上げるにあたり、施設入所支援及び、生活介護（通所）、グループホームに担当者を配置し、職員ひとりひとりの人権意識の向上と、身近な虐待を見逃さない組織作りに努めます。

(3) 利用者の高齢化、重度化に伴う支援と環境整備を継続

経年劣化に伴う建物などの修繕を行い、住みやすい環境を整えると共に、安心、安全で楽しい生活が継続できるよう、利用者の障がい特性や身体機能の変化に対応しながら設備を整えます。

(4) 地域生活支援拠点等事業

短期入所事業を利用し、緊急時の受け入れ態勢を整え、摂津市障害福祉課、相談支援事業所、地域生活支援拠点等事業に登録されている事業所と連携し、地域で生活されている障がいのある方の安全で安心できる生活の確保に努めます。

(5) サービスの質の向上

- ① 新型コロナウイルス感染症予防の観点から、日々の生活や行事の内容を見直し、オンラインを活用するなど新たな方法を模索しながら実施してきました。引き続き、利用者の笑顔を引き出し、家族や支援者に安心していただけるサービスを提供していきます。
- ② 利用者の障がい特性や高齢化に伴う身体機能の低下が懸念されるため、残存能力を維持・向上できるよう、理学療法士によるリハビリの強化と、体を動かすことを意識した活動に取り組みます。
- ③ 引き続き、生活介護（通所）の利用者数の減少に伴い、サービス内容の見直しを図ると共に、土曜日や祝祭日の開所を検討していきます。また、生活介護終了後に日中一時支援と送迎サービスを実施し、現在放課後等デイサービスを利用されている児童の利用に繋がるよう、引き続き検討していきます。
- ④ 施設入所支援の役割である地域移行に向けて、みきの路とグループホームに担当者を配置し、グループホームでの生活を具体的に把握しながら、利用者の望む生活のために、利用者一人ひとりに合った支援を提供します。
- ⑤ 利用者の健康管理の観点から、市民検診の受診が困難な利用者に対し、有償の血液検査キットを利用し、通常健康診断では発見しにくい病気の早期発見、早期治療に努めます。また、就寝中の利用者の体調変化を把握するための機械を導入するなどの検討を行い、夜間の利用者の健康管理に努めます。
- ⑥ 日常生活、活動を通して利用者がいろいろな経験を重ねながら、意思決定ができるように支援します。
- ⑦ 利用者、ご家族の思いを直接聞く場、意見交換ができる場を設定し、施設全体のより良いサービス提供につなげます。

(6) ホームページで情報を発信

日々の活動や行事等を積極的にブログに掲載して情報発信していくことで、開かれた施設、共生社会の懸け橋となる施設を目指します。また、社会福祉の啓発とともに、実習生・見学者の受け入れ・ボランティア募集や求人活動にも活用していきます。

(7) 防災拠点としての整備

令和元年度に作成した法人全体の災害マニュアルを、新型コロナウイルス感染防止対策を組み込んだマニュアルに作り直し、災害時の体制を整備して安否確認訓練や参集訓練、避難経路の確認などに取り組んでいきます。併せて、福祉避難所として、災害時の備蓄食料・災害時対応用品などの具体的整備に取り組めます。

(8) 大規模修繕計画

今後、エレベーター、ダムウェーダー、キュービクル、自動扉など、部品の生産

が終わる電気機器や、各設備の法律の改正による設備取替などの大規模な修繕や、経年劣化に伴う建物内の修繕が必要であり、摂津市と相談しながら計画を立てて取り組みます。

2 事業内容

(1) 施設入所支援

利用者が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて生活支援を行います。

施設入所支援サービスは平日・土曜日の 17:00～翌 9:00 及び生活介護サービス休業日に提供します。

- ・食事に関する支援
- ・入浴サービス(一般浴・機械浴)：月曜、水曜、金曜、日曜
- ・夜間、起床に関する支援
- ・服薬に関する支援
- ・更衣に関する支援
- ・余暇活動に関する支援
- ・健康管理(検温、血圧測定、服薬管理、年 2 回健康診断実施等、インフルエンザ予防接種、新型コロナウイルス感染症対策など)

嘱託医・協力医の来診の他、突発的な体調不良や怪我・定期的な受診が必要な利用者に対して通院支援や往診対応を行います。

(2) 生活介護

日曜日以外の 9:00～17:00 に生活介護サービスを提供します。

① 個別支援計画

利用者個々のニーズや課題、心身の状態を把握し、家族のニーズも踏まえて個別支援計画を作成し、利用者や家族の同意を得ます。利用者一人ひとりに合った支援を実施するとともに、随時支援の見直しを行います。家族との連絡は、毎日連絡ノートや、必要に応じて電話にて行います。

② グループ活動

火・木曜日の午後の活動時間に障がい特性、ニーズ等を考慮して 5 グループ(ア)～(オ)を編成して活動を行います。

(ア) リラックスをメインとするグループ

利用者の障がいの状況、興味等を考慮し、散歩・外気浴・音楽鑑賞・運動・ストレッチ・感覚刺激等、理学療法士の関わりの中、より個別性の高いプログラムを提供します。また、「スヌーズレン」という重度知的障がい者向けの感覚刺激空間を用いての最適なリラクゼーション活動を行います。

(イ) 行動面に強いこだわりがあるグループ

パズル・プットイン等個々の障がい特性に配慮した課題や、散歩等体を動かす活動を提供します。

(ウ) 創作活動をメインとするグループ

壁面飾り製作・絵画・粘土等クラフトを基本として、紙漉き作業等の創作活動・散歩や買い物等の外出・運動等の活動を提供します。

(エ) 運動をメインとするグループ

フライングディスクや軽スポーツ、ダンスや体操等、体を動かすプログラムを中心とした活動を提供します。

(オ) 作業をメインとするグループ

軽作業・清掃活動・園芸作業等を中心にして、散歩や運動・買い物等日常生活全般を活動として取り入れていきます。

③ 全体活動

活動内容やニーズ等を考慮してグループの合同活動も取り入れ、全体活動として行事に取り組みます。納涼会やクリスマス会等季節の行事等も全体行事として実施します。

④ 日帰り外出（小グループ外出）

利用者の障がい特性等に応じて、個別の支援を行います。日帰り外出として、年間を通じて3～5名のグループに分かれ、利用者の希望を聞きながら行き先を決めて外出します。外出先では、社会のルールやマナーを伝えるとともに、いろいろな経験を重ねながら、楽しみの幅を広げるよう支援します。

⑤ おやつ作り（グループごとに）

毎月1度グループ活動の中で、栄養士と一緒におやつ作りを行います。

⑥ 音楽療法（グループごとに）

グループ活動内で音楽療法士による音楽活動（療法）を行い、心身ともにリラックスして楽しさを表現して積極性や協調性を引き出します。

⑦ 家族参加活動

家族に、日頃の活動の様子を知っていただくことを目的とし、年間を通して見学の受け入れを行います。また、家族にも活動に参加できる機会を設け、施設全体の行事以外に、利用者と一緒にレクリエーション等の活動に参加できる機会を設けます。

⑧ 土曜日生活介護（施設入所支援）

土曜日はドライブ・外出・外食・買い物・ゲーム・運動等、利用者のニーズに合わせた活動を行います。

⑨ 健康管理（通所部）

来所後、全利用者に対して、検温、血圧測定を行い、健康状態の把握に努めると共に、月に1度、体重測定を実施します。また、必要に応じて、看護師に相談します。病院に行くことが困難な方を対象に、年に1度、協力医による有償での健康診断、インフルエンザの予防接種を実施します。

⑩ 歯磨き・ブラッシング指導

協力医療機関であるビーバー小児歯科の医師が、週に1度口腔内の状態を確認し、ブラッシングの指導や治療を行います。また、通所部は、同医師による2ヶ月

に1度の口腔内の確認と、ブラッシング指導を受け、治療が必要な方に対しては、家族に医師からの説明内容を伝え、早期発見、治療に努めながら口腔内の健康に努めます。

⑪ 入浴サービス（通所部）

入浴サービスを、希望者に対して基本週1回提供します。心身の状態に応じ、一般浴と機械浴（リフト浴）のどちらかが利用できます。

⑫ 送迎サービス（通所部）

通所時に、送迎車の利用を希望される方には、ドアツードアを基本とし、ご自宅までの往復に対してリフト付き車3台で送迎サービスを提供します。引き続き、ひびきはばたき園と連携しながら、合同送迎体制を実施します。

⑬ 短期入所・日中一時支援事業との連携（通所部）

生活介護を利用されている方で、当法人の短期入所事業や日中一時支援事業を利用されている方には、出来るだけ普段の生活リズムを崩さず、安心して楽しく生活できるよう、短期入所（日中一時）担当者と情報を共有し、連携を図りながらサービスを提供します。

⑭ 支援学校の体験実習の受け入れ

支援学校の進路説明会や施設説明会に積極的に参加しながら、体験実習の受け入れに向けて取り組みます。卒業後の進路として、当施設の生活介護を希望される方に対しては、卒業後の受け入れ体制が可能な場合、担当教員や進路指導担当者と話し合いを行い、利用に向けての体験実習を積極的に受け入れ、安心して利用していただけるようにします。

⑮ 給食サービス（施設入所支援・生活介護）

食事は、朝食7:00～ 昼食12:00～ 夕食18:00～ 提供します。

栄養士が、年に1度嗜好調査を実施し、利用者の健康状態や運動量等を把握し、メニューを考えます。また、月に1度の選択メニューや、地方の駅弁メニュー、行事に合ったメニュー等を考えます。利用者一人ひとりにあった食事形態（とろみ食、ミキサー食等）で提供します。

⑯ 理学療法

施設入所支援及び通所利用者に対し、理学療法士によるリハビリを行います。また、理学療法士の指導を受け、支援員も日々の活動や生活の中でできるリハビリや運動を行います。

（3）短期入所（児童・成人）

原則として利用当日の施設入所支援利用者と同じプログラムを提供します。児童の利用者については、必要に応じて個別なプログラムを提供します。

また、平日については、利用者のニーズに応じて、他の事業所が提供する日中活動の事業所を利用することもできます。

(4) 日中一時支援（児童・成人）

原則として日曜・祝日以外の9時から17時は、生活介護利用者と同一プログラムを提供します。

それ以外の時間帯は、施設入所支援利用者と同一プログラムを提供します。

3 各種会議（施設入所支援・生活介護）

職員間の情報の共有や利用者への支援内容等について協議するため、定期的に会議を開催します。

- ・全体会議（月1回）
- ・入所部フロア会議（月1回）
- ・ケース会議（随時）
- ・行事实行委員会（随時）
- ・リスクマネジメント会議（随時）
- ・リーダー会議（月2回）
- ・グループ活動リーダー会議（随時）
- ・通所部フロア会議（月1回）
- ・活動班別会議（6ヵ月1回）
- ・給食運営会議（3ヵ月1回）
- ・サービス管理責任者会議（月2回）

4 災害事故防止対策（施設入所支援・生活介護）

非常災害に備えるため、防災、避難等に関する「災害マニュアル」に基づき、年2回以上（内1回は夜間想定）の避難・救出、消火その他必要な訓練を行います。

- ・避難・消火訓練（年2回以上）
- ・防災設備の点検（年2回）
- ・AED講習・通報訓練（隔年）
- ・防犯訓練（年1回）

福祉避難所として摂津市と契約を結び、地域の障がいのある方が災害に合われた際に利用していただきます。

非常災害に備え、非常食等を準備します。定期的に食材や器具、日用品の点検を行い、非常時に備えます。

5 秘密保持と個人情報の保護（施設入所支援・生活介護）

サービスを円滑に提供するために、各種関係機関との情報共有が必要な場合があるため、利用契約時に個人情報の取り扱いについては、必要最低限の範囲で使用させていただく事を文書で同意を得ます。この秘密保持の義務は、利用契約が終了してからも継続することとします。

6 虐待防止（施設入所支援・生活介護）

障がい者虐待防止のために、職員一人ひとりがその責務を果たします。虐待防止責任者を設置し、利用者の人権擁護、虐待防止に努めます。

全職員が、自分の日々の支援を見直す機会を設けるため、『支援方法自己チェックリスト』を作成し、毎月自己チェックを行います。自己チェックリストは、年に1回見直しを行います。また、『みきの路 職員行動規範』『摂津宥和会基本理念』『経営方針』『みきの路 事業所理念』『みきの路 基本方針』『みきの路 スローガン』を一緒にファイリングし、毎月内容を確認すると共に、毎月管理者に提出します。

7 社会参加

大阪府障がい者スポーツ大会出場、人権教育啓発作品展への出展など、スポーツや文化的な活動に積極的に参加できるように、日中活動のプログラムを充実させ、社会参加を図ります。

8 医療機関との連携

千里丘協立診療所（内科）と協力医契約を締結し、月に一度の来診の他、利用者の健康相談、健康診断、ワクチン接種などの態勢を整えています。また、石田医院（精神科）と嘱託医契約を締結しており、月に一度の来診があります。協力医療機関として摂津医誠会病院と契約を締結しています。協力歯科医療機関としては、ビーバー小児歯科と契約を締結し、利用者の口腔内の健康相談や、緊急治療が必要な場合に備えています。

9 地域交流

- (1) 施設入所支援を利用されている方には、地域の行事に参加していただける機会を設け、地域の学生ボランティア（摂津高校和太鼓部、摂津市立第三中学校の催し等）や地域の方との交流を図ります。
- (2) 生活介護（通所）を利用されている方には、地域での行事や催しがあれば情報提供し、散歩や地域のスーパー等に買い物に出かける等、地域との交流を大切にします。また、地域の学生ボランティア（摂津高校和太鼓部等）を積極的に受け入れます。

10 アフターケア（施設入所支援・生活介護）

当施設を退所された方の生活をサポートされる家族や支援者に対し、本人やご家族の了解を得て、必要な情報提供やアドバイスを行います。また、他の福祉サービスや事業所を利用される方についても、ご希望があれば積極的に支援や介助方法などの情報提供を行い、相談支援事業所も含め連携を図ります。

11 苦情解決システム（施設入所支援・生活介護）

当施設を利用される方からの苦情に対し、適切に解決するための体制（第三者委員の介入など）を整備することで、利用者の権利を擁護するとともに、利用者の満足度を高め、福祉サービスを適切に利用できるようにします。

12 職員研修の充実（施設入所支援・生活介護）

利用者支援の質の向上や職員のスキルアップを目指し、外部研修に積極的に参加するとともに、内部研修では、全体会議でグループ活動班ごとに研究した内容の発表、介護技術、障がい特性等についての DVD を用いた研修、外部講師による講義等を行います。外部研修報告は、全体会議で発表するとともに、全職員に研修内容を回覧で報告し、職員への周知徹底を行います。2 ヶ月に 1 度、大阪府知的障害者福祉協会障害者支援施設部会に参加し、他事業所との意見交換や、法制度に関する情報交換を図ります。

13 各関係機関との連携・協力（施設入所支援・生活介護）

利用者支援の一体性を目的とし、相談支援事業所や日中活動の場事業所、ケースワーカー等と情報を共有し、連携をとりながら、利用者一人一人のニーズに合った支援を行います。

14 実習生の受け入れ（施設入所支援・生活介護）

専門学校や大学の福祉実習の受け入れを積極的に行います。また、近隣の中学校や高等学校から依頼があれば、授業の一環である「職場体験」や、「体験実習」の受け入れを行い、障がいのある方についての理解を深めていただくとともに、福祉現場での仕事を知っていただき、積極的に福祉職の人材育成の役割を担っていきます。

15 広報（施設入所支援・生活介護）

年に 5 回、当施設の機関誌を家族向けに発行し、施設入所支援や生活介護での生活や活動の様子などを報告します。また、ホームページを通じて、当施設に関する情報を開示します。

16 第三者評価

令和 3 年度に受審を予定していた「福祉サービス第三者評価」は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和 4 年 3 月末の受審となりました。受審の結果は令和 4 年度になりますが、受審の結果をもとに課題を具体的に把握し、サービスの向上に結びつけることがで

きるよう、職員間で結果を共有し、業務に取り組んでいきます。

17 日課予定表

(1) 施設入所支援

①生活介護開所日及び休業日の１７：００～翌９：００

時 間	利用者の日課	支援員等の活動
１７：００～１８：００	リラックス、 夕食前の手洗い	夕食の準備 服薬準備 トイレ誘導 消毒
１８：００～１９：００	夕食 夕食後薬服用 片付け 歯磨き	食事介助 投薬 片付け 歯磨き支援
１９：００～２１：００	リラックス 就寝準備 眠前薬服用	トイレ誘導 服薬準備 更衣介助、投薬
２１：００～７：００	就寝	トイレ誘導 就寝誘導 日誌の記載 翌日の準備 フロア内消毒 施設内巡回(23:00) フロアー巡回 (22:00・0:00・3:00・ 6:00) オムツ交換 服薬準備
７：００～８：００	起床 洗顔 朝食前の手洗い	起床促し 健康チェック 更衣介助 整容介助 消毒 トイレ誘導 朝食の準備
８：００～９：００	朝食 朝食後薬服用 片付け 歯磨き	食事介助 投薬 片付け 歯磨き支援

②生活介護休業日（日曜）の９：００～１７：００

時 間	利用者の日課	支援員等の活動
９：００～１１：３０	リラックス	トイレ誘導 配茶 個人嗜好品準備・提供 掃除 洗濯 浴室準備
１１：３０～１２：００	昼食前の手洗い	トイレ誘導 服薬準備 昼食の準備 消毒
１２：００～１３：００	昼食 昼食後薬服用 片付け 歯磨き	食事介助 投薬 片付け 歯磨き支援

13:00～13:30	リラックス 入浴の準備	トイレ誘導 入浴の準備
13:30～15:30	入浴 水分摂取	入浴介助 洗濯 塗り薬塗布
15:30～17:00	リラックス	トイレ誘導 洗濯 ベッドメイキング

(2) 生活介護

①入所

時 間	利用者の日課	支援員等の活動
9:00～10:00	清掃、洗濯物片づけ	トイレ誘導 配茶 個人嗜好品準備・提供 申送り
10:00～11:30	午前中の活動（日課） ラジオ体操、室内での運動 外気浴等	トイレ誘導 入浴準備 掃除 洗濯 シーツ交換 個別プログラム 入浴準備
11:30～12:00	昼食前の手洗い	トイレ誘導 服薬準備 昼食の準備 消毒
12:00～13:00	昼食 昼食後薬服用 片付け 歯磨き	食事介助 投薬 片付け 歯磨き支援
13:00～13:45	リラックス グループ別活動の準備	トイレ誘導 活動準備 移動介助
(火曜、木曜) 13:45～15:00	グループ活動	移動介助 活動の支援 活動日誌の記載
(土曜) 13:45～15:00	買い物 自動販売機利用 外出 ドライブ	買い物支援 移動介助 ドライブ
(月曜、水曜、金曜) 13:30～15:30	入浴 水分摂取	入浴介助 洗濯 塗り薬塗布

②通所

時 間	利用者の日課	支援員等の活動
8:30～	送迎車出発 送迎車にて順次来所	利用状況確認 利用者受入準備 トイレ誘導 水分摂取 健康チェック

		(検温・血圧測定) 連絡ノート確認 送迎車内消毒
10:40～11:00	朝礼	出席確認 活動内容説明 利用者発表
11:00～11:30	午前中の活動 (火曜 10:30～機械浴)	個別プログラム 掃除、体操など (火曜 機械浴支援)
11:30～12:00	昼食準備 手洗い	トイレ誘導 手洗い支援、 衛生管理 水分摂取 消毒
12:00～13:30	昼食 昼食後の服薬 片付け 歯磨き 休憩	食事介助 投薬 片付け 歯磨き支援 トイレ誘導 午後の活動準備
13:30～15:00	グループ活動 (火曜、木曜) 入浴(希望者) (月曜、水曜、金曜)	散歩 レクリエーション 制作 (火曜 機械浴) トイレ誘導
15:00～16:00	おやつ 水分摂取 帰宅準備	連絡ノート記入 トイレ誘導 荷物チェック
16:00～16:30	終礼	一日の活動のまとめ 翌日の連絡 検温
16:30～18:00	送迎車にて帰宅	送迎車への乗車介助 添乗員への申し送り 送迎車内消毒 フロア清掃・消毒 各記録

18 年間行事計画（施設入所支援・生活介護）

月	主な行事	定例行事
通年	日帰り外出	〈主 要 行 事〉 ・避難訓練（年2回以上） ・健康診断（年2回・施設入所支援） ・インフルエンザ予防接種 （年1回施設入所支援・生活介護） ・大掃除（年1回以上） ・摂津市立第三中学校職場体験学習（年1回） ・摂津高校地域交流（年1回）
	家族参加活動（通所・通年）	
4		
5	音楽コンサート 大阪府障がい者スポーツ大会	
6		
7	納涼会	

8	摂津祭り、桜町自治会盆踊り	・実習生受け入れ（適時） ・人権教育啓発作品展 〈月例行事・施設入所支援〉 ・誕生会（施設入所支援・通所） ・嘱託医（精神科医）来診 ・協力医（内科医）来診 ・往診医（精神科）来診 ・協力医（歯科）来診 ・理容（理容組合） ・美容（美容師）
9	健康診断	
10	室内運動会、法人運動会	
11	和太鼓コンサート	
	三中フェスタ 輪い輪い祭り	
12	風船バレーボール大会	
	クリスマス会	
1		
2	作品展	
3	健康診断	

II 共同生活援助（グループホーム）

- 「サルビア」（事業開始年月日 平成 24 年 4 月 1 日 定員女性 10 名）
- 「ガーベラ」（事業開始年月日 平成 26 年 12 月 1 日 定員女性 5 名）
- 「オリーブ」（事業開始年月日 平成 27 年 10 月 1 日 定員女性 5 名）
- 「コスモス」（事業開始年月日 平成 28 年 4 月 1 日 定員男性 4 名）
- 「サクラ」（事業開始年月日 平成 28 年 9 月 1 日 定員男性 4 名 女性 2 名）
- 「ヒマワリ」（事業開始年月日 令和 3 年 3 月 1 日 定員男性 8 名 女性 2 名）

1 運営方針

利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行います。

重度高齢化する利用者への介護負担の軽減のため、介護用ロボットや、就寝中の利用者の体調変化を把握するための機械を導入し、職員の負担軽減を図ります。

地域との結び付きを重視し、他の障害福祉サービス事業者、相談支援事業者、障害者支援施設その他福祉サービスまたは保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

「大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」に定める内容ほか関係法令等を遵守し、共同生活援助を実施します。

住み慣れた地域で自身の思い描く生活を実現する事が出来るよう、また地域生活支援拠点等事業の重点課題に掲げられている緊急時の受け入れ、体験利用の場の確保、地域の体制作りを達成出来るように努めます。

管理者は地域生活支援拠点等事業コーディネーターを兼務し、各関係機関と連携しながら地域課題の抽出から解決までを一体的に対応します。

具体的には、市内共同生活援助事業所をネットワークで繋ぎ、空き情報の共有や受け入れ可能な障害種別をリスト化し、基幹相談支援センター等への情報提供を行い、円滑な受け入れができるように努めます。

摂津市障害者地域自立支援協議会相談支援部会及び地域移行部会に参加し、関係機関とのネットワーク構築や、地域課題の把握に努めます。

2 事業内容

- ① 個別支援計画書を作成し、計画書に基づいた支援をします。
- ② 生活全般の相談に乗ります。
- ③ 食事の提供については、全ホームの栄養管理、食事提供を一括管理するために業者による配食サービスを利用します。
- ④ 健康管理については、利用者の日々の健康状態に常に留意し、病院受診の同行、健康診断等、健康維持のため適切な措置をとるよう努めます。
利用者の利便性を向上させるために、往診による診察、治療を導入します。
新型コロナウイルスをはじめとする各種感染症予防の徹底を図ります。
- ⑤ 金銭管理については、必要に応じて成年後見制度の利用の相談に乗ります。
- ⑥ 余暇活動については、地域生活支援事業の移動支援を利用して外出への配慮をします。
新型コロナウイルス感染症予防を優先し、外出の自粛をお願いする場合は、利用者の生活に不便が生じないような外出方法を検討します。
外出自粛中も余暇の充実の為、ホーム内で利用者の楽しめる試みを検討します。
- ⑦ 地域行事やイベント、自治会活動への参加を積極的に行い、地域との交流を図ります。
- ⑧ 緊急時の対応が円滑かつ迅速に出来るように努めます。
- ⑨ 日中活動の場等との連絡・調整を行い、支援の一体性を持たせます。
- ⑩ 夜間においては夜間支援員を配置し適宜巡回を行い、利用者それぞれに必要な支援を行います。
- ⑪ 体験利用における支援や地域移行のための支援に努めます。
- ⑫ 虐待防止、権利擁護の徹底を図ります。
- ⑬ 居住棟の環境整備に努めます。
- ⑭ 利用者、家族の希望に応じて利用料金の支払いを自動振替で対応します。
金銭を扱う機会の軽減で事務の効率化の意識を持ちます。
- ⑮ 新型コロナウイルスをはじめ、各種感染症対策については、国及び大阪府、摂津市が発出する通達を遵守します。
- ⑯ 上記の支援に附帯する便宜
その他必要な介護・介助・支援・家事・相談・助言を行います。

3 各種会議

毎月 1 回の定例世話人会議に加え、適宜必要に応じて世話人会議を実施し、利用者支援の方向性を確認し、話し合いを持ちます。

利用者のニーズ確認、支援内容の評価・検討、各連絡調整を行い管理体制の充実を図ります。サービス担当者会議への参加に加え、ご家族や成年後見人等との情報交換も行います。

4 職員研修の充実

支援の質の向上やスキルアップを目的に、外部研修に積極的に参加します。

特に世話人の研修参加の機会を増やし、専門性を高める意識や支援技術を学ぶ機会を提供し、利用者支援に還元させます。

外部研修報告は定例世話人会議での口頭報告や書面での回覧を行い、全職員への周知徹底を図ります。

3ヶ月に1度、大阪府知的障害者福祉協会地域支援部会への参加、摂津市内グループホーム事業所連絡会への参加で他事業所との情報交換、法制度の情報収集を行います。

グループホーム全国研修会にも参加し、国の示すその時々重点課題の講義や全国から集まる管理職との情報交換を通して、法制度の理解を深め、専門的支援技術を習得します。

重度・高齢化する利用者への体調急変時に対応出来るように所管の消防本部から講師を招き、心肺蘇生法（AED講習）を年1回実施します。

5 災害事故防止対策

消防設備の点検及び維持、非常災害に備えるため、避難経路の確認や地域の防災・ハザードマップを用いてリスク管理の徹底を図ります。

避難確保計画を必要に応じて見直しを行い、日頃から避難場所や連絡方法の確認を行います。

避難訓練が義務付けられているヒマワリでは、年二回の避難訓練を実施します。

従業員の緊急連絡体制はセコム安否確認メールを活用します。従業員への緊急一斉メールでの情報伝達、従業員の安否確認を迅速に行い、速やかな支援体制確保に努めます。

利用者や地域の状況の変化に応じて、適宜防犯マニュアルの見直しを行います。警察による各ホーム周辺の巡回を依頼し、不審者対策を講じます。

必要に応じてホーム外側に防犯カメラの設置を検討し、ホームに対する不審者・防犯対策だけでなく、地域の防犯対策にも寄与したいと思います。

事故・ひやりはっと報告書を活用し、事故を未然に防ぐための検証と安全対策の徹底を図ります。

6 秘密保持・個人情報の保護

サービス提供を円滑にするために、各種関係機関との情報共有が必要な場合がありますので、個人情報の保護に関する法律その他関係法令等を遵守し、利用契約時に個人情報の取り扱いについて、必要最低限の範囲で使用させていただく事を文書により同意を得ます。この秘密保持の義務は、利用契約が終了してからも継続する事とします。

個人情報保護に関する外部研修にも積極的に参加し、従業員に対する内部研修も適宜行います。

7 苦情解決システム

苦情受付担当者及び苦情解決責任者を置き、苦情又は相談があった場合、聞き取りや状況把握を迅速に行い、利用者の立場を第一に尊重しながら問題解決に努めます。

8 社会貢献

大阪府社会福祉協議会社会貢献事業である「大阪しあわせネットワーク」に参画し、コミュニティーソーシャルワーカーを配置して、地域で課題を抱える方への支援も行います。

全ホームに AED を設置し AED 設置のステッカーを掲げ、地域住民への情報提供を行い、要請があれば貸し出しを行います。

9 虐待防止・権利擁護

虐待防止委員会及び身体拘束等適正化委員会のメンバーに職員を選出し、利用者の権利擁護に努めます。

また、個別支援計画作成時には利用者の意思決定支援を充実させます。日頃の支援でも、利用者が意思表示、自己決定が出来るように、コミュニケーションツールの充実を図り、支援スキルの向上に努めます。

10 人材育成

法人の求める人物像に合う人材育成のため、人材育成策検討委員会に職員を選出し、専門性を兼ね備えた福祉人材の育成に努めます。

11 新型コロナウイルス感染症等への対策

新型コロナウイルス感染症をはじめとする各種感染症対策として、1 日複数回の検温の他、体調不良等の確認を適宜行います。

職員も出勤前と出勤時の検温などの体調管理を徹底します。

新型コロナウイルス罹患者が出た場合に備えた BCP（事業継続計画）を定め、感染予防用品を常備します。

その他の感染症にも対応出来るよう、感染症予防マニュアルを全ホームに配布します。

外泊や外出、面会など従業員以外の者との接触する場合には、その方々へも健康チェックを依頼し、少しでも体調不良がある場合は、利用者との接触を遠慮して頂きます。可能な限り、リモート面会や電話での様子の報告などを行います。

12 日課予定表

時 間	平 日	土・日・祝日
5：30～8：00	起床・朝食	起床・朝食
8：00～9：30	通所・就業先へ出勤	余暇 昼食
16：00～18：00	通所・就業先から帰宅	
18：00～21：00	夕食・入浴・余暇	夕食・入浴・余暇
21：00～	共用部分は消灯・就寝	共用部分は消灯・就寝

III 短期入所（単独型）

○「ヒマワリ」（事業開始年月日 令和3年3月1日 定員5名）

1 運営方針

ヒマワリには単独型短期入所に加えて、重度障がい者が利用しやすいグループホームを併設させています。短期入所は障がい者を介護する家族等が一時的に介護できなくなった場合や介護負担の軽減を目的に、当該利用者が住み慣れた地域において安心、安全に過ごしていただけるように、身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、一時的にお預かりし、入浴、排せつ及び食事等の介護を適切かつ効果的に行います。

摂津市における地域生活支援拠点等事業の面的整備型において、緊急時の受け入れと体験利用の場を担う役割として登録をしています。

管理者は地域生活支援拠点等事業コーディネーターを兼務し、各関係機関と連携しながら地域課題の抽出から解決までを一体的に対応します。

具体的には、市内短期入所事業所をネットワークで繋ぎ、空き情報の共有を行い、基幹相談支援センター等への情報提供を行う事で、円滑な受け入れができるように努めます。

併せて、摂津市障害者地域自立支援協議会相談支援部会に参加し、関係機関とのネットワーク構築や、地域課題の把握に努めます。

また、摂津市策定の障害福祉計画に記載のある短期入所の利用見込み数を達成するためにも障がい児を含めた幅広い層からの受け入れを目指します。

「大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」に定める内容ほか関係法令等を遵守し、事業を実施します。

2 事業内容

- ① 安心・安全に利用していただく為に必要な個別支援を行います。
- ② 摂津市内を基本とした送迎サービスを行います。
- ③ 食事の提供については、外部委託（配食サービス）にて対応します。
- ④ 障がい児の受け入れも行います。
- ⑤ 緊急時の対応が円滑かつ迅速に出来るように努めます。
- ⑥ 虐待防止、権利擁護の徹底を図ります。
- ⑦ 新型コロナウイルスをはじめ、各種感染症対策については、国及び大阪府、摂津市が発出する通達を遵守します。
- ⑧ 利用料金を自動振替にて対応し、利用者への利便性を図ります。
- ⑨ 上記の支援に附帯する便宜
その他必要な介護・介助・支援を行います。

3 各種会議

サービス担当者会議など、サービス提供に必要な会議には積極的に参加します。

利用者のニーズ確認、支援内容の評価・検討、各連絡調整を行い管理体制の充実を図ります。

4 職員研修の充実

支援の質の向上やスキルアップを目的に、外部研修に積極的に参加します。

大阪府知的障害者福祉協会短期入所部会への参加については、摂津市立みきの路と協議したうえで参加職員を調整します。

利用者への体調急変時に対応出来るように所管の消防本部から講師を招き、心肺蘇生法(AED講習)を年1回実施します。

5 災害事故防止対策

消防設備の点検及び維持、非常災害に備えるため、避難経路の確認や地域の防災・ハザードマップを用いてリスク管理の徹底を図ります。

避難確保計画を作成し、日頃から避難場所や緊急時の連絡方法の確認を行います。

従業員の緊急連絡体制はセコム安否確認メールを活用します。従業員への緊急一斉メールでの情報伝達、従業員の安否確認を迅速に行い、速やかな支援体制確保に努めます。

利用者や地域の状況の変化に応じて、適宜防犯マニュアルを作成します。警察による周辺の巡回を依頼し、不審者対策を講じます。

必要に応じて建物外側に防犯カメラの設置を検討し、施設に対する不審者・防犯対策だけでなく、地域の防犯対策にも寄与したいと思います。

事故・ひやりはっと報告書を活用し、事故を未然に防ぐための検証と安全対策の徹底を図ります。

6 秘密保持・個人情報の保護

サービス提供を円滑にするために、各種関係機関との情報共有が必要な場合があるので、個人情報の保護に関する法律その他関係法令等を遵守し、利用契約時に個人情報の取り扱いについて、必要最低限の範囲で使用させていただく事を文書により同意を得ます。この秘密保持の義務は、利用契約が終了してからも継続する事とします。

従業員に対する個人情報取り扱いに関する研修も適宜行います。

7 苦情解決システム

苦情受付担当者及び苦情解決責任者を置き、苦情又は相談があった場合、聞き取りや状況把握を迅速に行い、利用者の立場を第一に尊重しながら問題解決に努めます。

8 新型コロナウイルス感染症等への対策

新型コロナウイルス感染症をはじめとする各種感染症対策として、利用前に体調確認を行います。

施設内においても感染症予防マニュアルに従った対応を遵守します。

9 虐待防止・権利擁護

利用児者が快適に過ごしていただくため、人権意識や障がい特性を理解できるように、各種研修を受講します。

10 日課予定表

時 間	平 日	土・日・祝日
5：30～8：00	起床・朝食	起床・朝食
8：00～10：00	通所先等へ送迎（送り）	適宜、自宅等に送迎 昼食・余暇
15：00～17：00	通所先等へ送迎（迎え）	
18：00～21：00	夕食・入浴	夕食・入浴
21：00～	共用部分は消灯・就寝	共用部分は消灯・就寝

3 摂津市立児童発達支援センター

I 児童発達支援センター「つくし園」

1 運営方針

つくし園は発達に課題のある子どもへの専門療育・支援施設として、心身の健康保持と増進、基本的生活習慣の確立、社会性の獲得を目的に日々療育を行い、心身共に豊かに育っていける施設づくりに努めます。その具体的な内容として

- ① 本人の自立を支援するための発達支援
- ② 子どものライフステージに応じた支援
- ③ できるだけ身近な地域における支援
- ④ 発達に課題のある幼児の家族を含めたトータルな支援が挙げられます。

施設の運営にあたっては、児童発達支援センターとして「児童発達支援」「障害児相談支援」「保育所等訪問支援」（摂津市指定管理事業）「くまさん親子教室」（摂津市委託事業）の四つの事業を実施し、児童発達支援センターが地域支援体制の中核的な役割を果たせるよう活動していきます。

「児童発達支援」は通園利用の子どもたちをはじめ、施設を利用する未就学児に対して、日常生活における基本的生活習慣の確立、身近な人との信頼関係の構築、子育てに不安を持つ保護者に対し保護者支援を行います。

さらに、令和3年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づき、当園の対応について、市子育て支援課と協議を行ない、当園の役割についても検討していきたいと考えています。

「保育所等訪問支援」は、発達に課題のある児童の保護者からのニーズを受けて保育所・幼稚園・こども園・学校等を訪問し、集団生活で自分の力を発揮し自信を持って過ごすことができるように保育士、教職員等に専門的なアドバイスを行うほか、その他の必要な支援を行っています。

「障害児相談支援」は発達に課題のある児童を対象に、障がい特性へのきめ細かい配慮を行い、児童本人と家族の困り感への対応を考え、最適な福祉サービスが利用できるよう利用児や保護者の利便性を考え、障害者総合相談支援センター（つくし分室）でも相談等を行いながら支援していきます。また、子育てに悩みを抱える保護者からの一般相談にも応じ、関係機関と連携を図りながら取り組んでいます。

「くまさん親子教室」は、市の委託事業として、家庭児童相談課、出産育児課と連携し、発達に課題のある子とその保護者、また、保護者の育児力を育む等の家庭支援が必要な親子を対象に市内3か所（週3日～4日）で親子教室を行います。

園舎については、昭和57年に建設され、経年劣化が避けられない状態であり年々園舎修繕や電気機器の故障による修繕などに経費がかかるようになってきています。摂津市の建物点検が実施され、老朽による破損箇所等の修繕は実施されますが、利用者に安全に快適に利用していただくためにも、園舎内部・外構・電気設備・衛生設備・空調設備等の計画的な

補修・修繕を市子育て支援課と協議し進めていきます。それに加え、厨房器具等の永年劣化による故障も考えられますので、取り替え時期も計画的に検討していきます。

コロナ禍の中行事等の実施が難しくなっていることから、保護者に情報を発信する手段としてIT機器の導入活用の検討及び、園のホームページのさらなる活用を進めていきます。

2 児童発達支援（通園支援）

通園児の支援は、年齢・発達状況・親子関係等個々に応じて行います。親子通園クラスは、子ども自身の課題と環境的要因に着眼した発達援助、並びに養育基盤である家庭の安定に向けた療育・援助を行います。その後、年齢や発達段階に応じて単独通園クラスに移行します。また、園児の発達課題や実情に照らした保育内容の細分化・グループ化によるきめこまやかな療育を実施するとともに、次年度就学を迎える園児への個別プログラム等の充実に努めます。

併設施設のめばえ園職員の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及びくまさん親子教室を担当する公認心理師との連携をさらに高め、多職種スタッフによる協働でより専門的な療育に取り組みます。

（１）療育の内容

ア 親子関係の構築

親子通園を通して、人間関係の基盤となる親子関係の構築を育むと共に、職員が共に子育てすることで、保護者の育児力を育みます。

イ 基本的生活習慣の獲得

食事、排泄、更衣等の日常的、基本的な生活動作を通して生活習慣を身につけ、生活リズムを整えるように援助します。

ウ からだづくり

生活リズムを整え、からだを動かしての遊び、自然に触れながらの心身の発散をすることによって丈夫なからだをつくります。また、食事指導や歯磨き指導を通して衛生や健康への意識を高めます。

エ 社会性を育む

身近な大人との信頼関係を基盤に、集団の中で、自分を発揮出来る環境を整えます。また、個別の遊びや集団遊び・行事等を通して経験の幅や人とのかかわりを広げ、人との関係を育みます。

オ 交流事業

地域での育ちを豊かにするための子育て支援事業に積極的に参画・参加し、園児の経験の幅や人とのかかわりをひろげます。

(2) 健康管理の充実

- ア 園児の健康状態を把握するため定期的に健康診断を実施するとともに、必要に応じて医療機関との連携に努め助言・指導を受け、療育に活かしていきます。
- イ 家庭と連携して生活リズムを見直し、生活にメリハリをつけ、生活リズムが整い、安定した生活が送れるよう支援し、すこやかな成長を育みます。
- ウ 必要に応じて府及び市の担当保健師、医療機関との連携を図り、助言・指導を受け、療育に活かしていきます。

(3) 給食

児童の特性、年齢に応じた献立を栄養士が立案し、給食会議で検討、見直しを行なったうえで提供していきます。また、栄養価を摂取する事だけを目的とせず、一人ひとりの子どもたちが、食べる事を楽しみながら食事動作、食事マナーの獲得に向けて取り組みます。委託業者との連携を密にし、より子ども達が食への意識を高めることが出来る様、栄養士・担当職員による喫食状況の把握、子どもの状況に配慮した調理形態の工夫などに努め、さらに子どもにあった給食の提供に努めます。

(4) 年間行事予定

月	主 な 行 事	定 例 行 事
4	・保育説明会	〈健 康 診 断 等〉 ・内科健診（年2回） ・耳鼻科健診（年1回） ・歯科健診（年1回） ・検尿（年1回）
5	・日曜参観	
6	・学校見学	
7	・七夕まつり ・夕涼み会	
8		
9		〈月 例 行 事〉 ・避難訓練 ・身体測定 ・合同親子保育 ・単独クラス親子保育 ・個別面談、クラス面談 ・参観（随時）
10	・遠足 ・体験入学	
11	・運動会 ・教育支援会議	
12	・クリスマス会	
1	・保育所等一日保育	
2	・豆まき ・生活発表会	〈その他の行事〉 ・誕生日会（年4回）
3	・ひなまつり ・お楽しみ会 ・卒園・修了式	

※令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐための対応として行事内容工夫して実施。令和 4 年度も感染症対策も踏まえたうえでの行事開催を検討。

(5)日課予定表

時 間	通園児の日課	処遇職員等の活動
9:00～10:00	登 園	送迎バス運行（バス車内指導） 受入れ準備
10:00～10:15	更衣、排泄 シール貼り	更衣指導・介助 排泄指導・介助
10:15～10:45	コーナーあそび	連絡ノート確認 園児主体のあそびの援助
10:45～11:30	朝の会（挨拶、お話、手遊び） 設定保育（感覚運動、認知操作、 言語・社会性のあそび）	出欠確認、健康状態の把握 計画による保育指導
11:30～12:30	片付け、排泄、給食準備 給食	食事指導・介助
12:30～14:00	歯磨き コーナーあそび、散歩など	歯磨指導・介助 園児主体のあそびの援助及び グループ保育
14:00～14:40	片付け・排泄 おやつ 更衣 降園準備	排泄指導・介助 食事指導・介助
14:40～15:00	終りの会（歌、お話など）	保護者への連絡事項確認
15:00～16:00	降 園	送迎バス運行（バス車内指導） 施設内清掃・面談・保育準備

(6)保護者支援・連携

「ともに子育てをする」事をねらいとし、親子通園、親子保育等を通して、子どもの課題や家庭での様子、保護者の困り感を共有し、必要に応じて他機関と連携し安心して子育てできる環境作りに取り組みます。

ア. 家庭との連絡

毎日の連絡ノートにより、子どもの家庭での様子や園での様子を連絡し合うことにより、日々の状態の把握に努めるとともに相談にも応じます。園だよりの発行（毎月）

イ. 各種面談・親子保育等

項 目	実 施 形 態
個 別 面 談	園児ごと 年 3 回 進路指導も含む
ク ラ ス 面 談	クラスごと 毎月 1 回
三 者 面 談	必要に応じて実施
家 庭 訪 問	入園時、他必要に応じて実施
合同親子保育	毎月 1 回 2 クラス合同で実施
単独クラス 親子保育	毎月 1 回 単独通園クラスの親子保育日

※感染症の状況により実施方法、回数は検討

(7) 災害・事故防止対策

災害(火災・地震等)の際にはより丁寧な配慮を必要とする児童が利用していることから、安全の確保を図るため訓練を実施します。また、施設内への不審者の侵入を未然に防ぎ、備品を含め日常的に安全の確保に努めます。

- ・避難訓練(月 1 回) ・普通救命講習(年 1 回) ・消火・通報訓練(年 2 回)
- ・防犯訓練(年 2 回) ・遊具安全点検(毎日) ・業者委託遊具安全点検(年 1 回)

(8) 関係機関との連携

必要に応じて、市子育て支援課・家庭児童相談課・出産育児課との連携を図り個々の支援を充実させていきます。医療機関との連携については、早期療育に伴う医療的ケアの必要な園児の受け入れも行っていることから、経過の把握と必要に応じた指導を行います。

また、進路指導については、教育委員会、支援学校、市内小学校、幼稚園、保育所、こども園などとの連絡調整を図り、体験入学、進路先訪問などの機会を通して情報の交換を行い、連携を深めて行きます。市内小中学校の支援学級担当者との研修会を実施するほか、五中校区地域教育協議会及び市子育て支援ネットワーク推進会議に参画し、子どもたちが健やかに育つための環境づくりを進めていきます。

3 障害児相談支援

相談支援専門員 4 名と相談員 1 名(令和 4 年度に相談支援専門員研修受講予定)が、市出産育児課、子育て支援課、家庭児童相談課、府茨木保健所からの紹介、または保護者からの電話等での直接相談に対応していきます。保護者・本人の相談を傾聴し、ニーズの把握に努め、児童に応じた福祉サービスを紹介、計画相談を立案し、個々の児童に合った福祉サービスの利用に繋げていきます。また、各関係機関、事業所とも密に連携を図り、福祉サービスの向上に努めます。

年々増加する相談件数(一般相談も含め)に対応するため、当児童発達支援センターのみ利用している利用者においては、市と協議の上「セルフプラン」を導入し対応すると共に、人員配置、各関係機関との役割分担等についても検討していきます。

4 保育所等訪問支援

作業療法士、公認心理師等訪問支援員が子ども園、保育園、幼稚園を訪問し、利用児童が生活の場で自分を発揮し、落ち着いて生活することが出来る様、子どもへの直接支援及び担当保育士、教師に助言等の支援を行います。訪問時の様子については、訓練等での来園時に保護者に報告し、園との連携、家庭での生活に生かせるよう援助します。また、訓練士と訪問員が連携し、子どもの課題を共有し、双方のサービスの充実を図ります。

5 くまさん親子教室（摂津市委託事業）

家庭児童相談課・出産育児課からの紹介により、発達や養育上に課題のある1～3歳児とその保護者を対象とした親子教室を実施しています。親子で参加してもらうことにより、発達支援及び育児支援を行います。保育士、心理士など多職種の職員が関わることで、多面的な視点を持って支援できる体制を構築しています。また対象者に関わる関係機関と連携し、利用児の進路相談も受け、より安心して次のステージに移行できる様、就園先との引継ぎもを行います。終了後のフォローとして、年2～3回交流会を実施します。

6 各種会議

施設運営に関する事項及び各事業間の連携を図り、事業内容の向上、円滑な業務運営を推進するため次の会議を開催、参加します。

- ・施設連絡会議（毎月2回） ・給食会議（毎月1回） ・行事会議（随時）
- ・年度まとめ会議（年1回） ・職員会議（毎月1回＋随時） ・ケース会議（随時）
- ・子育て支援課、家庭児童相談室課、出産育児課との会議（引継ぎ、判定会議、情報意見交換など）（随時）
- ・障害児相談連絡会（随時） ・教育支援会議（随時）
- ・児童発達支援事業所連絡会議（年2回）

7 職員研修

職員の知識、支援技術の向上を目的とし研修参加を奨励します。

- ・法人に研修への参加（会計・虐待・メンタルヘルス等）
- ・職員勉強会の実施（年8回）
- ・外部講師による虐待研修の実施
- ・外部研修参加への奨励（研修案内の回覧、張り出しを行い周知）
- ・資格取得等に向けた研修計画の立案（相談支援専門員・児童発達支援管理者・医療ケア児支援等）

8 実習生・ボランティアの受け入れ

保育士等をを目指す学生を対象に、各学校と連携を図り実習生の受け入れを行います。また、地域に根差す施設、発達に課題のある児童の理解を深めることをねらいとし、状況に応じて、ボランティアの受け入れを行います。

9 虐待防止

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者（児）施設における虐待の防止について」に準じた取扱いをするとともに、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・「虐待防止委員会及び身体拘束適正委員会」のメンバー並びに、虐待対応マネージャーの選出を行ないます。
- ・苦情解決体制の整備を行います。
- ・職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- ・個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ・従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

10 苦情解決システム

保護者からの相談、苦情などに対応する窓口を設け、利用児及び保護者の立場に立って誠実かつ迅速な対応に努めます。苦情内容については、園内で共有、検討し今後に向けての改善策についても話し合いを行います。

11 個人情報の保護

法人の個人情報保護管理規程及び方針に基づき当園が保有する情報の紛失、漏えい、改ざん等を防ぐとともに情報の管理を適正に行います。

12 福祉サービス第三者評価

令和3年度に受審した、「福祉サービス第三者評価」の結果を基に、課題を具体的に把握し、サービスの質の向上に結び付けることができるよう、職員間で結果を共有し業務に取り組んでいきます。（次回は令和6年度受審予定）

13 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う措置・対応等について

新型コロナウイルス感染症を防ぐため最大に努力すると共に、発生した場合、関係機関と連携を図り速やかに対応を行い、感染拡大を防ぎます。

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染を防ぐための取り組み

- ・職員は毎朝検温を行い、体温と共に体調についても管理者に報告します。
体調がすぐれない場合は出勤せず、自宅療養および受診し体調管理に努めます。
またマスクを着用し、手洗いうがいに努めます。
- ・来園者を把握し、来園時には検温および体調確認を行います。
- ・行事等は感染拡大を防ぐ観点を持って計画し、当日も感染を防ぐ取り組みを行ったうえで実施します。
- ・館内の清掃に努め、適宜消毒を行います。

(2) 当園において新型コロナウイルス感染を確認された場合の対応

- ・関係機関に速やかに報告を行います。
- ・当園の利用者及び関係者に感染確認を周知し、保健所の指示に従い、濃厚接触者が疑われる利用者には自宅待機及びPCR検査受検の依頼を行います。
- ・必要日数完全休園とし、館内消毒を行います。
- ・休園中も利用者の健康観察に努めます
- ・休園期間終了後、療育が開始したのちも、各ご利用者の体調の変化及び精神的な変化に気を配り支援を行います。
- ・職員についても同様の措置を行います。

II 障害児通所支援施設「めばえ園」

1 運営方針

めばえ園は、利用者にとって身近な地域の障がい児支援の専門施設として、未就学児を対象に個々の子どもの課題、ねらいに合わせて発達支援を行う「児童発達支援」と、就学児対象に、放課後や長期休暇を利用して日常生活における基本的動作の習得、コミュニケーション等、個々の課題やねらいに応じた訓練等の発達支援を行う、「放課後等デイサービス事業」を実施しています。また、利用児の生活場面である保育所・幼稚園・子ども園・学校と連携を図り、一人の子どもが関係する機関で総合的に支援できるよう取り組みます。

障がいのある子への専門療育訓練・支援施設としての機能の充実・サービスの向上・専門性の向上に努め、個々の子どもに対し適切な指導・療育・訓練を行います。

各々の訓練については、理学療法（PT）、作業療法（OT）、言語療法（ST）及び乳幼児のグループ療育等により豊かな育ちを支援するために、心身の状況や環境に応じた日常生活における基本的動作の習得等、個々に応じたサービス提供を行います。また福祉・教育・保健・医療と連携し発達に課題のある子どもたちの子育てを家族も含め支援し、摂津市における発達に課題のある子どもとその家族の支援施設として地域の拠点となるよう進めていきます。

2 サービスの内容

ア 理学療法

主として日常生活動作訓練による基本的な身体運動の発達を目的として、個々の身体の状態・状況に合わせて個別訓練を行います。親子同室で訓練を行うことによって、家庭生活における配慮や環境設定、家庭でもできる訓練についてもアドバイスをを行います。

イ 作業療法

全身機能・手指機能、知覚、認知、概念の学習を主として行い、ボディイメージの獲得、体幹の安定・手指巧緻性の獲得を通して集中力の向上に取り組んでいます。そのことにより、机上課題への取り組み、学習への意欲向上に繋がります。

ウ 言語療法

口腔器官、聴覚器官だけの障がいだけでなく、それらを制御する中枢神経に問題がある場合もありますので、早期治療を行い伝達、思考、記憶への発達面の援助を行います。

また、訓練士とのやり取りを通してコミュニケーション手段の獲得も育みます。

エ 療育グループ（週1回）

1歳半健診後のフォロー教室である「すこやか教室」終了後、引き続き配慮や療育を必要とする親子、保育所・幼稚園等集団生活に入るまでの期間、何らかの集団の場を必要とする親子が多いことから、その親子が必要とする期間（保育所幼稚園との並行利用も可能）療育を受ける環境を設け、乳幼児期の発達支援サービスの拡充につなげています。親子で遊ぶ事を通して、利用児の成長発達を育むと共に、保護者には子どもの発達課題および発

達状況についての理解を深め親子関係の構築に努めます。

また、家庭状況、児童の発達状況を踏まえた進路指導を行うと共に、保護者面談を通して保護者の子育てに対する不安の軽減を図ります。

オ 送迎サービス

感染症対策を講じながら可能な範囲で送迎サービスを行います。

カ 週間予定表

		月	火	水	木	金
P T	午前		○			○
	午後		○			○
O T	午前	○	○	○	○	○
	午後	○	○	○	○	○
S T	午前	○	○	○	○	○
	午後	○	○	○	○	○
療育G	午前			○	○	

*それぞれの訓練について随時、市関係機関からの紹介により観察（療育Gは見学）を受け入れます。観察後(見学)、保護者に結果報告を行い、保護者の利用希望があった場合しかるべき手続きを経て、訓練(グループへの参加)を開始します。

*他事業所も利用児童は相談支援専門員による計画操舵立案後。等事業所のみの利用児については保護者によるセルフプラン申請後利用開始

3 保護者及び関係諸機関との連携

(1) 保護者との連携

- ・療育・訓練に親子での参加・保護者同伴で通室してもらい、家庭での子どもの様子を聞きながら訓練を行なう事により子どもの課題により応じた訓練を実施します。また、保護者には子どもへの対応と子どもの発達状況および行動の意味の理解を深め、育児力を育み、家庭での育児負担の軽減に努めます。
- ・必要に応じて公認心理師による発達検査を行ない、それを基に進路相談、育児相談を行ないます。

(2) 関係機関との連携

- ・市教育支援課、子ども教育家、家庭児童相談課、出産育児課と連携し、利用児を総合的にとらえて支援を行ないます
- ・利用児の在籍園・校との連携を図り、訓練の見学に来ていただき園や学校での環境設定や指導方法について助言を行います。
- ・特別支援教育については、関係諸機関との連携においてよりよい支援サービスを提供します。

近年、低年齢児の利用が増加傾向にあり、要フォロー児への適切な早期処遇の流れの構築が必要となっています。各機関の連携体制を充実させ、役割分担を行ない、一人ひとりの児童に適切な支援を行なえるよう取り組んでいきます。

(3) 医療との連携

主治医・市出産育児課担当医の意見に基づいて訓練を行います。訓練開始後も状況に応じて連携を図ります。また、必要に応じて補装具の相談にも応じます。

4 各種会議

施設運営に関する事項及び各事業間の連携を図り、事業内容の向上、円滑な業務運営を推進するため次の会議を開催、参加します。

- ・施設連絡会議（毎月2回） ・行事会議（随時） ・年度総括会議（年1回）
- ・定例会議（毎月1回＋随時） ・ケース会議（随時）
- ・子育て支援課、家庭児童相談室課、出産育児課との会議（引継ぎ、判定会議、情報意見交換など）（随時） ・教育支援会議（随時） ・児童発達支援事業所連絡会議（年2回）

5 職員研修

職員の知識、支援技術の向上を目的とし研修参加を奨励

- ・法人に研修への参加（会計・虐待・メンタルヘルス等）
- ・職員勉強会の実施（年8回）
- ・外部講師による虐待研修の実施
- ・外部研修参加への奨励（研修案内の回覧、張り出しを行ない周知）
- ・資格取得等に向けた研修計画の立案（相談支援専門員・児童発達新管理者・医療ケア児支援等）

6 災害・事故防止対策

利用児の特性により、災害（火災・地震等）の際には特に配慮を要する児が多いことから安全の確保を図るため訓練を実施します。また、施設内への不審者の侵入を未然に防ぎ、備品を含め日常的に安全の確保に努めます。

- ・避難訓練（月1回） ・防犯訓練（年2回） ・消火、通報訓練（年2回）
- ・普通救命講習（年1回） ・業者委託遊具安全点検（年1回） ・遊具安全点検（毎日）

7 虐待防止

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者（児）施設における虐待の防止について」に準じた取扱いをするとともに、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・虐待防止委員会の設置および虐待対応マネージャーの選出を行ないます。
- ・苦情解決体制の整備を行います。
- ・職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- ・個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ・従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

8 苦情解決システム

保護者からの相談、苦情などに対応する窓口を設け、利用児および保護者立場に立って誠実かつ迅速に対応し改善に努めます。苦情内容については、園内で共有、検討し今後に向けての改善策についても話し合いを行います。

9 個人情報の保護

法人の個人情報保護管理規程及び方針に基づき、めばえ園が保有する情報の紛失、漏えい、改ざん等を防ぐとともに情報の管理を適正に行います。

10 福祉サービス第三者評価

令和3年度に受審した、「福祉サービス第三者評価」の結果を基に、問題点を具体的に把握し、サービスの質の向上に結び付けることができるよう、職員間で結果を共有し業務に取り組んでいきます。（令和6年後にも受審予定）

11 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う措置・対応等について

新型コロナウイルス感染症を防ぐため最大に努力すると共に、発生した場合、関係機関と連携を図り速やかに対応を行い、感染拡大を防ぎます。

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染を防ぐための取り組み

- ・職員は毎朝検温を行い、体温と共に体調についても管理者に報告します。
体調がすぐれない場合は出勤せず、自宅療養および受診し体調管理に努めます。
またマスクを着用し、手洗いうがいに努めます。
- ・来園者を把握し、来園時には検温および体調確認を行います。

- ・行事等は感染拡大を防ぐ観点を持って計画し、当日も感染を防ぐ取り組みを行ったうえで実施します。
- ・館内の清掃に努め、適宜消毒を行います。

(2) 当園において新型コロナウイルス感染を確認された場合の対応

- ・関係機関に速やかに報告を行います。
- ・登園のご利用者および関係者に感染確認を周知し、保健所の指示に従い、自宅待機および対象者には PCR 検査実施の依頼を行います。
- ・必要日数完全休園とし、業者による館内消毒を行います。
- ・休園中も利用者の体調の変化について把握に努めます。
- ・休園期間終了後、療育が開始したのちも、各ご利用者の体調の変化及び精神的な変化に気を配り支援を行います。
- ・職員についても同様の措置を行います。

4 多機能型事業所「摂津市立ひびきはばたき園」

1 運営方針

ひびきはばたき園では、利用者一人ひとりの状況を踏まえながら、利用者の基本的人権を尊重し、利用者が主体的にいきいき・のびのびと園や地域で生活できるように支援します。

令和4年度も引き続き、新型コロナウイルス感染予防の徹底に取り組みながら、令和3年度に実施が困難だった事業に取り組み、サービスの質を落とすことなく選ばれる魅力ある事業所を目指します。生活介護では、生産活動と構造化の充実、就労継続支援B型では、工賃アップに繋がる取組、就労移行支援では、利用者確保と就職に繋がる訓練の充実、自立訓練では、利用者確保とカリキュラムの充実を目指します。また、家庭状況により個々の抱える様々な問題に対して、相談・生活支援を引き続き行い、解決・改善に努めます。また、新規事業の提案・既存事業の見直しは勿論の事、利用者一人ひとりの安全と安心を確立しながら、日々、充実したサービスが提供できるよう取り組んでいきます。

2 重点課題

(1) 生活介護

①構造化

今まで培った構造化の経験と知識を外部に発信できるよう、事例の研究や情報収集を行い、障害特性に合った専門的な支援及び環境設定を整えます。

②生産活動

1年間通して活動が維持・継続できるように、新規請け負い作業の開拓を行います。

③その他

強度行動障がいの方達への専門的支援や、かがやきクラス利用者の方に特化した、機能訓練・作業訓練の充実とサービスの向上を目指します。

(2) 就労継続支援B型

①小型家電リサイクル事業

解体資源（パソコン等）を摂津市からの支援だけではなく、啓発活動（営業、チラシの配布等）を進めながら地域に広め、解体資源（パソコン等）の回収量増加を目指します。

②その他

ダイキンサンライズ摂津、フレッシュファーム、市請負作業等を安定的に確保し、収入増加を目指します。

(3) 就労移行支援

①利用者確保

支援学校や各関係機関と連携しながら、就職に繋がるカリキュラムの見直しや実習先の開拓を行い、選ばれる事業所を目指します。

(4) 自立訓練

①利用者確保

啓発活動（パンフレットやパワーポイント）を充実させ、事業所の魅力を発信し選ばれる事業所を目指します。

②カリキュラム

就労移行との一体型サービス（2年＋2年）やカリキュラムを見直し、基本となる内容のマニュアルを作成し、充実したカリキュラムを目指します。

③その他

施設外活動（公共交通機関利用等）を再開し、より良い地域生活が送れるような取り組みを行います。

3 事業内容

(1) 生活介護

生活介護事業は、支援が必要な方に、日中の生活介護（食事、排泄等）、創作活動、生産活動の機会を提供し、身体機能の維持と向上、生産活動の向上に必要な支援を行います。利用者一人ひとりに個別支援計画を立て、専門知識・技術に基づく支援による日中活動の場を提供し、各関係機関との連携を図りながら、利用者が地域で安心して生活できることをめざします。

① 療育・機能訓練

身体障がいや高次脳機能障がいなど、多様な障がいに応じて支援の充実を図り、身体機能の維持・向上のためにニーズに合わせたプログラムを実施します。ストレッチやリラクゼーションなどの療育的アプローチに合わせ、理学療法士による訓練とアドバイスを基にプログラムを提供します。

また月2回専門職による音楽療法を行います。

② 運動 ・エアロバイク ・筋トレ ・散歩

③ 創作活動 ・壁面作り ・作品制作

④ 作業 ・缶潰し作業 ・和紙作業（名刺、カレンダー、はがき、ポチ袋、しおり等）

⑤ 送迎

リフト付き自動車等を使用して、全ての利用者にドアツードア送迎を実施します。

⑥ 通院支援

利用者本人または、家族の付添だけでは通院が困難な場合、支援を行います。

⑦ おやつ作り、調理訓練

栄養士を中心に、食に対する興味や楽しみを味わえる活動を行います。

⑧ 構造化

強度行動障がいや自閉症スペクトラムの利用者が、集中し落ち着いて作業や活動に取り組めるよう環境を整え、目で見て手順が明確にわかる等の取り組みを行います。

⑨ 特別プログラム

集団活動に乗れない利用者(引きこもり等)に対する個別支援の一つとして環境調整を重視したプログラム等、個別に応じた活動を提供します。

⑩ 生産活動

軽作業として、株式会社フレッシュファームより請負い、自立と社会参加を目的とし、将来的に利用者へ工賃の支払いをめざします。

(2) 就労移行支援

就労移行支援事業では、一般就労を希望する方に、訓練期間を原則2年間とし、就労に必要な知識の習得や能力の向上のために必要な訓練や就労継続支援B型の作業資源を利用した訓練等を行います。また、求職活動、職場体験、職場への定着のために必要な支援を行います。

① カリキュラム

・トータルマナー ・コミュニケーション ・求職活動 ・ジョブプログラム

② 作業

・陶芸 ・軽作業 ・小型家電リサイクル事業 ・施設外清掃

③ 職場実習・訓練校体験入校

④ 求職活動支援と職場定着支援

・ハローワーク、就業・生活支援センター、障害者職業センター（職業評価）等の専門機関との連携
・6か月間の職場定着支援

(3) 就労継続支援B型

就労継続支援B型事業では一般企業で就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、充実した日中活動と、就労を意識した支援を十分に時間をかけて実施します。

① 軽作業（請負作業）

ダイキンサンライズ摂津、エッグ住まい工房、フレッシュファーム、官公受注

② リサイクル事業（施設外就労）

摂津市から委託を受け、施設外就労として摂津市リサイクルプラザで食品トレーの分別・梱包作業に取り組めます。

③ 小型家電リサイクル事業

小型家電リサイクル事業は「希少金属の再資源化」で利用者の働く場の提供とともに社会貢献に寄与します。回収量の確保、解体技術の研鑽などの課題を解決し、工

賃アップに繋がります。

④ 工賃の向上と配分

収益については、毎月の支払工賃と年3回の一時金で、均等に配分します。昨年度の一カ月の平均工賃は57,923円ですが、今後は、さらなる工賃向上をめざします。

(4) 自立訓練（生活訓練）

将来的に就職を希望する方に就労に向けた生活能力を高める訓練を2年間実施して、働く前の学びの場を提供します。多様なカリキュラムで社会生活スキルの習得をめざします。

① 社会生活スキルの習得

・挨拶、返事 ・ルール、マナー ・コミュニケーション ・集団参加

② カリキュラム

・国語、算数 ・身だしなみ ・金銭管理、買い物 ・調理実習
・体力作り ・SST ・企画トレーニング ・職場見学

4 目標工賃、工賃対比表

① 就労継続支援B型

令和2年度 平均工賃	令和3年度 平均工賃	令和4年度 目標平均工賃
51,798円/月	57,923円/月 ※見込み額にて計算	58,000円/月

② 就労移行支援

令和2年度 平均工賃	令和3年度 平均工賃	令和4年度 目標平均工賃
5,672円/月	5,943円/月 ※見込み額にて計算	5,950円/月

③ 生活介護

令和2年度 平均工賃	令和3年度 平均工賃	令和4年度 目標平均工賃
1,680円/年	2,823円/年 ※見込み額にて計算	3,000円/年

5 個別支援計画

利用者及び家族の意向とアセスメントを踏まえ、ストレングスの視点で利用者個々の個別支援計画を作成し、同意を得て支援を実施します。サービスによって3カ月・6カ月毎に見直しをして、PDCAサイクルで継続した支援を行います。

6 生活相談

随時個人面談を行い、日常生活や介助面等の悩みや相談を受け、また、利用者の思いや考え、望みを受け止め、その解決に向けた支援を個別に行います。

7 家族への支援

家庭生活での悩みや問題を解決できるように、本人を含めた家族に必要な応じて支援を行います。また、自主的活動である家族会にも支援や協力を行います。生活介護では連絡ノートを利用します。そして機関誌の発行を通して、園での活動や取り組みについて、家族に知らせます。

- ・連絡ノート ・電話連絡 ・家族会への援助 ・行事への参加
- ・個人面談、家庭訪問の実施 ・機関誌及び月予定表の発行
- ・給付費支給申請の援助や行政手続きの代行

8 職員からの情報提供

地域生活を送る上で必要な情報（福祉サービスや制度、地域情報、余暇の場、病院、公共機関等）を職員から伝えていきます。

9 行事

- ・生活介護…小グループでの園外活動・社会見学・食事会
- ・就労系…体験学習（一日野外活動）・食事マナー訓練（自立訓練）

10 進路指導・アフターケア

退園後の進路について、利用者に合った進路先を利用者・家族と一緒に考え、進路先へのスムーズな移行ができるための取組みを行います。また、退園後一年間は進路先や家庭への訪問を実施し、障害者総合相談支援センターや各関係機関と連携した支援を行います。

11 自治会（就労継続支援B型）

自治会を利用者の自主性を引き出し自己決定できる力を育む機会として、側面的に援助します。

1 2 健康管理

利用者個々の健康状態を常に把握し、健康の維持・増進を図ると共に疾病及び感染症予防に努め、心身ともに良好な状態で快適な生活ができるよう、次の項目を実施します。

- ・看護師来園（年 26 回） ・整形外科医来診（年 6 回） ・精神科医来診（年 3 回）
- ・内科医検診（年 2 回） ・歯科医検診（年 1 回） ・検尿（年 2 回） ・体重測定
- ・身体測定 ・血圧測定 ・通院担当医調査 ・服薬管理 ・健康相談サービス
- ・通院支援 ・保健だよりの発行 ・研修、講習会の参加 ・衛生及び環境整備
- ・新型コロナ対策

検温、手洗いうがいの徹底、次亜塩素酸での園舎内消毒
登園時に体調チェックシートの提出

1 3 給食の提供

食事摂取基準に基づき、栄養素の摂取不足によって生じるエネルギー及び栄養素欠乏症の予防に留まらず、過剰摂取による健康障害の予防、生活習慣病の一時予防も目的とした食事の提供を行います。また、給食で提供する食事は利用者の健康の保持増進や家庭における食生活の意識向上をめざします。そして利用者の嗜好にあった給食の提供に努め、そのために、委託業者との連携を密にして、月 1 回の給食検討のための会議を開催します。また、課題であった利用者給食会議を 2 ヶ月に 1 回開催します。

栄養・調理部門も利用者の QOL 向上をめざす立場を明確にし、支援部門との連携・チームワークを深めていきます。契約内容の遵守・履行（刻み食等の特別食の加工調理も契約内容に含む）を引き続き行います。

食の安全安心を提供する意味においても給食で使用する食材の産地表記を記録し、希望があれば公表することもできます。

- ・給食だよりの発行（年 12 回） ・残食調査
- ・検食簿 ・嗜好調査 ・情報提供

1 4 施設・設備にかかる補修・修繕

ひびきはばたき園は、設立より 38 年が経過し老朽化及び地震や台風等の影響で、年々、園舎全体の修繕や各作業場内の備品や電気機器の故障等も増えております。今後も定期的な点検と計画的な改修・修繕、新型コロナウイルス感染予防対策等が円滑に進むよう市障害福祉課と協議していきます。今後、新たな事業展開を進める事で、一人ひとりの人格と個性を尊重し、可能性を最大限に発揮できるよう職員一同、新年度事業に取り組んでいきます。

令和 4 年度については、手洗い場移設と設置、作業場とトイレ出入口扉の改修、更衣室洗面台の蛇口交換、作業室吹き出し窓の改修等を実施します。

15 各種会議・委員会

施設運営に関する事項及び利用者に対する指導内容の向上について協議し、効率的かつ円滑な業務運営を推進するため、次の各種会議及び委員会を開催します。

会議・委員会	実施回数	参加者	内 容
指導会議	随 時	各サービス職員	利用者や活動、作業等についての情報の共有
職員会議	随 時	全職員	周知や問題の検討
グループ会議	随 時	各クラス担当職員	利用者や活動、作業等についての情報の共有
ケース会議	随 時	全職員及び各サービス職員	利用者についての情報の共有と問題の検討
個別支援モニタリング会議	(生活介護、継続 B 型) 6 ヶ月に 1 回 (就労移行、自立訓練) 3 ヶ月に 1 回 (	各サービス職員	利用者一人ひとりの現状と見直し・課題の整理。今後の支援内容の検討
給食会議	毎月 1 回	(事業所) 現場職員、栄養士 (委託業者) 調理員、栄養士 担当営業者	一カ月の振り返りと翌月の献立の相談。利用者からの要望の収集
利用者給食会議	2 ヶ月に 1 回	利用者、栄養士	給食への希望などを聞き、献立に反映。食育活動
リーダー会議	毎月 1 回	管理者、代理、主幹、主任	園での課題や問題等の検討
施設連絡会	毎月 2 回	管理者	各事業所の情報共有
行事实行委員会 ※運動会 作品展等	随 時	各実行委員（現場職員数名）	行事のための企画・運営
虐待防止委員会及び身体拘束等適正委員会（法人内）	随時	管理者、代理、主幹、主任	法人での防止対策や問題に対しての取り組み
虐待防止権利擁護委員会（施設内）	毎月 1 回	管理者、代理、主幹、主任	苦情解決や虐待防止のための取り組み
サービス向上委員会	毎月 1 回	管理者、代理、主幹、主任、サビ管	利用者へのサービスの質を高める取り組み

16 研修計画表
(支援職員)

時 期	研修名	主催者	参加人数
6 月	サービス管理責任者等 基礎研修（3 日間）	一般財団法人大阪府地域福祉 推進財団（ファイン財団）	1 名 (生介職員)
	介護現場におけるクレームや 介護事故への対応について	般社団法人大阪府地域福祉推 進財団（ファイン財団）	1 名 (生介職員)
7 月	就業支援基礎研修 (3 日間)	独立行政法人高齢・障害・求 職者雇用支援機構大阪障害者 職業センター	1 名 (就労職員)
	てんかん基礎講座	公益社団法人日本 てんかん協会	1 名 (生介職員)
	就労支援実践研修精神障害 コース	独立行政法人高齢・障害・求 職者雇用支援機構京都障害者 職業センター	1 名 (就労職員)
8 月	強度行動障がい支援者養成 研修（基礎 2 日間）	大阪府障がい者自立相談支援 センター	1 名 (生介職員)
	自閉症支援の基本 ～特性理解～	特定非営利活動法人自閉症 e サービス	1 名 (生介職員)
9 月	障がい者虐待防止について 考える ～利用者主体の支援とは～	大阪市社会福祉協議会 大阪市社会福祉研修・情報セ ンター	1 名 (就労職員)
	理学療法士講習会 理学療法研究法（2 日間）	広島県理学療法士協会	1 名 (理学療法士)
10 月	自閉症支援の基本 ～構造化のアイディア～	特定非営利活動法人自閉症 e サービス	1 名 (生介職員)
	高次脳機能障がい地域支援 者養成研修	大阪府障がい者自立相談支援 センター	1 名 (生介職員)
	福祉送迎運転者講習会 (会場参加型)	一般社団法人日本福祉車輛協 会	4 名 (運転手)
11 月	介護職援助の技術編 ～アクティビティ～	大阪市社会福祉協議会大阪市 社会福祉研修・情報センター	1 名 (生介職員)
12 月	強度行動障がい支援者養成 研修（実践 2 日間）	大阪府立砂川厚生福祉センタ ー	1 名 (生介職員)
2 月	相談支援従事者初任者 研修（2 日間）	社会福祉法人大阪市障害福祉 スポーツ協会	1 名 (生介職員)
	S S T 初級研修（2 日間）	一般社団法人 S S T 普及協会	1 名 (就労職員)

(栄養士)

時 期	研 修 名	主 催 者	参加人数
5 月	特定給食講演会Ⅱ	大阪府	1 名 (栄養士)
6 月	感染症予防対策講習会	大阪府社会福祉協議会	1 名 (栄養士)
7 月	北ブロック合同研修会	大阪府茨木保健所	1 名 (栄養士)
8 月	食中毒予防講習会	大阪府茨木保健所	1 名 (栄養士)
10 月	北ブロック合同高血圧 予防講習会	大阪府茨木保健所	1 名 (栄養士)

1 7 災害事故防止対策

災害（火災・地震等）の際には特に配慮を要する障がい者が施設を利用していることから、安全の確保を第一とした訓練を実施します。そして、利用者に対して行うサービスの提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族・市に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

- ・通報、消火訓練（年2回）
- ・震災訓練（年2回）
- ・避難訓練（月1回）
- ・環境整備（随時）
- ・防犯訓練（年1回）
- ・救命救急訓練

1 8 秘密保持と個人情報の保護

サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。サービスを円滑に提供するため、他の障害福祉サービス事業者等との情報の共有が必要な場合がありますが、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で用いる等、利用者の個人情報を他の障害福祉サービス事業者等に提供しません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、他の障害福祉サービス事業者等に提供しません。

1 9 虐待防止

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・虐待の防止に関する責任者の選定を行います。責任者は法人の「虐待防止委員会及

び身体拘束等適正委員会」のメンバーを兼ねます。

- ・年に2回職員セルフチェックを実施します。職員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制と、職員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備のために、施設内に虐待防止委員会を開催します。
- ・虐待防止を啓発・普及するための研修を実施し、研修を通じて職員の人権意識の向上、知識や技術の向上に努めます。
- ・苦情解決体制の整備を行います。
- ・個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ・成年後見制度の利用支援を行います。

20 医療機関及びショートステイ先関係機関との連携・協力

「担当医調査」等必要に応じて医療機関とも資料提供や連絡を取り、また、市内ショートステイ先と事前面接等、ケースの引継ぎを行い、定期連絡会を実施します。また、園・医療機関・市福祉担当課との連携を要するケースも多く、地域でのケアをスムーズに行えるというねらいをもって援助していきます。他の事業所を利用されている利用者も多いことから、各関係機関(地域包括支援センター、保健センター、グループホーム)との連携強化を図っていきます。

21 施設の社会化

利用者の地域生活が充実するように、積極的に地域に出かけ交流を行っていきます。また、利用者が安心して地域生活での活動を行えるための支援者作り等(ボランティア養成、学校教育への協力)に努め、地域との交流を図ります。

22 苦情解決システムとサービス向上委員会の開催

苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。相談担当者は、把握した状況を解決責任者とともに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。(時間を要する場合はその旨を翌日までには連絡します。)また、要望についても真摯に傾聴し、相談に応じます。年1回満足度調査(アンケート)を実施し、サービス向上委員会を開催します。

- ・苦情受付担当者、苦情解決責任者の配置
- ・第三者委員の設置
- ・外部相談機関の利用者への周知
- ・サービス向上委員会の開催、サービス向上委員の配置

2 3 年間行事計画（全サービス）

月	主 な 行 事	定 例 行 事
4	・ 歓迎会	〈主 要 行 事〉 ・ 総合消防訓練（年 2 回） ・ 家族会（年 2 回） ・ 家族会大掃除（年 1 回） ・ 体験学習（年 1 回） ・ 園外活動（年 1 0 回） ・ おやつ作り（年 1 0 回） ・ バザー出店・楽土市 ・ 食事マナー訓練 〈月 例 行 事〉 ・ 避難訓練
5		
6	・ 懇親会	
7	・ 食事会	
8		
9		
1 0	・ 法人運動会	
1 1	・ 社会見学	
1 2	・ ジャンボクリスマス会 ・ 風船バレーボール大会	
1		
2	・ 作品展と音楽鑑賞会	〈月 例 行 事〉 ・ 避難訓練
3	・ スプリングフェスタ	

2 4 日課予定表

（1）生活介護

時 間	利用者の日課	職員の役割
8：30～10：00	利用者登園・検温等	開園・バス連絡事務・朝礼 送迎車（車内支援） 受入準備
10：00～10：30	更衣・排泄・水分摂取	健康状態の把握・連絡ノート確認 更衣・排泄・水分摂取支援
10：30～11：45	朝の会・体操 クラス別活動	作業他・個別プログラム支援
11：45～13：00	給食準備 給食・排泄・検温等	食事支援・介助 片付け
13：00～14：30	クラス別活動	作業他・個別プログラム支援 連絡ノート記帳
14：30～15：00	水分摂取・休憩 食堂掃除	
15：00～15：30	降園準備（更衣、排泄） 終りの会	更衣・排泄支援
15：30～17：00	降園	送迎車（車内支援） 支援状況等の報告 各日誌・ケース記録の記載

		施設内清掃・点検・終礼
17:15		閉園

(2) 就労移行支援・就労継続支援B型・自立訓練

時 間	利用者の日課	職員の役割
～8:45		開園・連絡事務
8:45		朝礼・出欠確認・作業準備
8:50～12:00	利用者登園・検温等 更衣 朝礼 作業	健康状態の把握 作業指導・安全確認 ・カリキュラム（訓練） 作業状況・工程の確認
12:00～12:45	昼食・片付け・体操・休憩	食事支援
12:45～14:15	作業・検温等	作業指導・安全確認 作業状況・工程の確認
14:15～14:25	休憩（水分摂取）	
14:25～15:40	作業	情報提供～月2回 自治会～第1・3・5水曜日 その他 終日作業日
15:40～16:00	終礼・更衣・検温等	作業場の整理
16:00～17:00	降園	指導状況等の報告・職員会議 各日誌・ケース記録の記載 施設内点検・清掃 作業場の整理・翌日の作業準備 終礼
17:15		閉園

2.5 日中一時支援事業

空床利用型として、定員1日3人で実施します。学校の長期休暇中や他事業所の休暇日、家族のレスパイト、日中活動の場を求める利用者等、また利用対象者が児童と障がい者と年齢幅も広いと、ニーズに即したサービスを提供していきます。

2.6 移動支援事業（ガイドヘルパー派遣事業）

外出する機会を確保することにより、障がいのある方の社会参加の保障や余暇支援の充実を支援することを目的としています。また利用者等が居宅において自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、利用者の身体状況や置かれている環境に応じて、外出

時におけるサービスを適切かつ効果的に行います。そして、利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を行います。

(1) 移動支援サービスの質の向上

登録ヘルパーに対する定期的な研修により、職業倫理と障がいのある方に対する基本的介助法の確認及び障がい福祉に関する専門知識の習得を行います。

- ・採用時研修（採用後1か月以内）
- ・登録ヘルパー研修（年12回）
- ・法人内で実施される研修の活用

(2) 移動支援登録ヘルパーの確保

登録ガイドヘルパーの確保増員に努めます。

2.7 福祉サービス第三者評価

令和3年度に受審した「福祉サービス第三者評価」の結果を基に、課題を具体的に把握し、サービスの質の向上に結びつけることができるよう、職員間で結果を共有し業務に取り組んでいきます。（次回は令和6年度に受審予定）

2.8 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う措置・対応

令和3年度も引き続き、新型コロナウイルス感染症の日本国内での感染者拡大を受け、2度の緊急事態宣言の中、利用自粛を呼びかけながらも開園をしました。今後も、施設内のドアノブや机等を登園前と降園後に次亜塩素酸ナトリウムで消毒し、登園時の検温と手洗いうがいの徹底、体調チェックシートの提出等を実施し健康管理に努め、利用者及び職員に対してより一層の注意喚起を行います。また、新型コロナウイルス感染者発生時の対応、BCP（事業復興計画）、緊急連絡先リスト等の整備を行い、万が一の際も対応できるよう努めていきます。そして、利用者にも視覚的にわかりやすい掲示物やパネルを用意しながら、安全安心に活動に取り組めるよう引き続き進め令和4年度も感染者ゼロを目指していきます。

5 摂津市立身体障害者・老人福祉センター

1 運営方針

2025 年(令和 7 年)には、団塊の世代約 800 万人が 75 歳以上となり、後期高齢者人口が約 2,200 万人に膨れ上がると言われています。また、その 10 年後の 2035 年には 3 人に 1 人が 65 歳以上となる事が推計されています。超高齢化社会での重要な目標の一つとして「健康寿命の延伸」が挙げられます。そのためには、健康の増進や学習活動等への参加、そして、生き生きとふれあえることができる場所が大切となります。身体障害者・老人福祉センターは、地域におけるコミュニティ形成の場として、その役割はとても重要であると考えています。

日本で新型コロナウイルス感染症が流行し 2 年以上が経過しました。まだまだ先が見通せないところではありますが、感染時の重症化リスクが高いとされる高齢者の利用施設として、感染症予防の基本となる“密回避や消毒・換気など”をこれからも徹底し、環境整備に重点をおき少しでも安全で安心して利用していただける施設となるよう努めます。代表的な試みとして、オンラインミーティングアプリ Zoom を活用し、カラオケ教室では歌う方と聞く方を別部屋とし、体操教室では部屋の定員以上の参加者を同じく別部屋とするなどの取り組みを利用者の理解を求めながら今後も行っていきます。これまでの、コロナ禍で培ってきた発想や工夫をもち、各種事業への反映、利用者(団体)への提案を行っていきます。今後につきましても、「共に歩もう！笑顔で・元気で・協働で」の施設スローガンのもと、利用者の“健康づくり・生きがいがづくり・友だちづくり”に寄与するとともに、きめ細やかなサービス提供をしていきます。

本センターは昭和 59 年に建設され 38 年が経過する施設であり、各所で経年劣化が避けられない状態です。年々施設の修繕や電気機器の故障による修繕などに経費がかかるようになってきています。利用者に安全・安心かつ快適に利用していただくために、今後についても定期的な点検を実施し、建物内外部・外構・電気設備・空調設備等の計画的な補修・修繕を市と協議し、進めていきます。

2 事業内容

(1) 主催事業

高齢者・身体障がい者の方を対象に、“健康づくり”や“生きがいがづくり”を目的として様々な事業を実施します。コロナ禍において、既存事業の内容等の見直しを“創意工夫”のもと行います。一堂に会することが困難である中、オンラインの活用についても模索していきます。各主催事業では、利用者にとって地域の方とコミュニケーションの輪を広げられる場・憩いの場となるよう市民の方に愛される地域密着型の施設運営を行っていきます。そして、健康づくりへの関心をより高めるための仕組みづくり、取り組みの「見える化」を検討します。

① “スマホ講座・タブレット講座”（新規事業）

社会全体のデジタル化が進められている中、そのツールの一つである“スマホ講座・タブレット講座”を年間4クール（1クール3回実施）定員5名で実施します。特にスマートフォンについては利用者の中での所持率もかなり高く、いきいきカレッジ受講者アンケート結果等でもニーズの高さが伺えます。実施内容を明確にしターゲットを絞ったうえで参加者募集を行います。

② “男性のための筋トレ&ストレッチ教室”及び“男性のための体操教室”

ニーズの高さから、2クラス設け実施します。内容は、生活習慣病や介護予防に役立つ、“筋トレ・ストレッチ・体操”を中心に行います。

③ 健康体操

初めての方を対象に、健康増進や介護予防／フレイル予防を目的に実施します。

④ つどい場

参加者間の交流・心身発散、機能低下予防や認知症予防を目的としながら、軽スポーツやクラフトを行ったり、脳トレ体操等を取り入れたりします。また、できる範囲で運営・手芸ボランティアに、活躍していただけるような機会を設けるよう検討します。

⑤ カラオケ教室（午前・午後クラス）

特に感染症予防対策が必要な事業であり、密回避のための机やイスのセッティング、換気や手指・カラオケ機器消毒など、細部まで気をつけていかなければいけません。参加者の理解を得ながら、オンラインミーティングアプリ Zoom を活用し、歌う方と聞く方を別部屋にし実施します。趣味の拡大や交流・心身の発散を目的とし、参加者の自主性を尊重しながらサポートします。毎月1曲の課題曲を決め、反復練習と発表を行うことに加えて、それぞれのお好きな曲を歌っていただく機会を設けます。そして、つどい場事業とコラボレーションし、脳トレ体操等についても行います。

⑥ 初心者のためのパソコン講座

定員を少人数にし、全10回コースで実施します。内容としましては、パソコンの基本操作や簡単な文書を作成する他、インターネットでホームページの検索や電子メール利用などを行います。

⑦ エアロバイク

玄関先フロアに2台設置しています。健康増進・維持、運動不足解消、リハビリの一環などの目的を持ち利用されている方々からは、手軽に利用できると好評をいただいています。利用開始時に、履正科学体育研究所トレーナーの講習会を受講していただき、より効果的に、そして安全に利用できるようにします。現在の利用登録者数は約140名となっています。

⑧ ふれあいの里バスツアー

センター利用者を対象者とし、交流・親睦を深めていただく事を趣旨とし、これまで実施35回を数える事業となります。コロナ禍においては、実施困難と思われま

すが、創意工夫を凝らし検討していきます。また、代替え事業についても模索していきたいと考えています。

⑨ 福祉センターまつり

センター利用者の活動成果発表の場として、交流・親睦を深める主旨で実施します。これまでのような実施形態にとらわれず、発想や工夫をもち企画・立案・実施します。

⑩ 多世代交流会

様々な世代や障がいのある方・ない方が、同じ目的・時間を共有することで、お互いを知り、理解するきっかけづくりとして、楽しく交流できる事業として発想や工夫をもち企画・立案・実施します。

(2) 受託事業

① いきいきカレッジ（老人大学）

受講者に仲間づくりや生きがいづくりをしていただくねらいや、これまで培ってこられた社会経験や人生経験に加え、この講座でより教養を深めていただき、地域のリーダー的役割を担っていただくことを期待し実施します。コロナ禍において、通常よりも短期間にし、定員についても少なくします。内容につきましては、一般教養科目や、“陶芸”、“体操”、“パソコン（中級）”の専門科目を行います。

② はつらつ元気でまっせ講座（介護予防事業）

市民グループからの要請に応える出前講座（全6回コース）であり、内容につきましては、運動を中心に栄養・口腔の講義を取り入れ、参加者の健康状態の維持・向上に努めます。自主グループとして、活動が継続されることを期待し行っているため、講座終了後は1ヶ月後のフォローアップ・支援に努め、地域に根ざしたグループ作りをめざします。半年後には体力評価も実施します。

(3) 同好会・自主グループの育成

既存同好会の活動に対して協力・援助を行います。また、運営面に関するアドバイス等を行います。そして、自主グループ立ち上げ希望の団体があれば助言等を行います。

(4) ボランティア活動の助成

手芸ボランティア 及び つどい場運営ボランティアは、それぞれ十数名の方々に活躍していただいています。今後、より活躍の幅を広げていただけるようにサポートしていきます。

(5) 市主催事業への参加

市主催事業である“こどもフェスティバル”や“老人福祉大会”が実施される場合、社会情勢等を鑑み、参画を検討したいと考えています。利用者が“生きがい”や“やりがい”を見いだせるようサポートします。

(6) 身体障がい者の方の活動拠点

市内には摂津市身体障害者福祉協会をはじめとする障がい者団体が存在します。その方たちの親睦や交流、総会等の貸館申請があった場合、随時受け入れ、団体の活動拠点施設のひとつとして、障がい者福祉向上の役割を果たしていきます。

3 施設・設備にかかる補修・修繕

現指定管理期間である“2019 年度～2023 年度修繕・備品購入計画”に基づき、節電（省電力・光熱費削減）や CO2 削減による環境保護にもつながる“館内全照明 LED 化”を行います。また、1 階社会適応訓練室と 2 階作業室のエアコン更新を行います。その他、老朽化して不具合がでた個所の修繕を行っていきます。

4 各種会議

効率的かつ円滑な業務運営を推進するため次の会議を開催します。

・施設連絡会議（月 2 回） ・職員会議（随時） ・行事实行委員会（随時）

5 職員研修

職員の資質向上・スキルアップや利用者への接遇向上のため、各種研修を受講します。

6 災害防止対策

災害の際、特に配慮を要する利用施設であることから、安全確保・スムーズな避難等を行う事や、有事においての対応を考えるきっかけづくりとして、総合消防訓練等を実施します。

7 年間計画（予定）

(1) 主催事業

開 催 月	事 業 名
通 年	男性のための筋トレ&ストレッチ教室
〃	男性のための体操教室
〃	健康体操（初めての方対象）
〃	つどい場
〃	カラオケ教室（午前・午後クラス）
5 月・7 月・10 月・1 月 各 3 回 1 クール	スマホ講座・タブレット講座
5 月～7 月(1 回目)	初心者のためのパソコン講座

1月～3月(2回目)	
8月～12月	第54回いきいきカレッジふれあいの里講座
11月	第20回福祉センターまつり
2月	第36回ふれあいの里バスツアー
3月	多世代交流会
不定期	はつらつ元気でまっせ講座

(2) 同好会活動(団体名・回数・活動曜日)

① 運動系

- ・え～やろ仲良会①② … 各グループ月2回/月曜日
- ・いきいきふれあいの会 … 毎週1回/火曜日
- ・健康体操A B C D … 各グループ月2回/木曜日
- ・太 極 拳 … 月2回～4回/金・土曜日

② 文化系

- ・陶 芸 1 組 … 毎週1回/火・木曜クラス
- ・陶 芸 2 組 … 毎週1回/水・土曜クラス
- ・書 道 悠 墨 会 … 月2回/火曜日
- ・パソコン撫子会 … 月2回/火曜日
- ・パソコン44会 … 月2回/火曜日
- ・パソコン同好会 … 月2回/水曜日
- ・革 工 芸 … 月2回/木曜日

(3) その他団体活動・いきいきカレッジOB等(団体名・回数・活動曜日)

- ・手 芸 ボ ラ ン テ ィ ア … 月2回/月曜日(※2グループに分散し活動)
- ・46期パソコン科OB … 月2回/水曜日
- ・48期パソコン科OB … 月2回/木曜日
- ・パ ソ コ ン あ じ さ い … 月2回/木曜日
- ・摂津市身体障害者福祉協会 … 年数回(予定)
- ・緑クラブ(近隣老人クラブ) … 年2回程度(予定)

8 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う措置・対応

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、玄関に非接触型温度測定・消毒機を設置し、館内各所に手指消毒液を配置します。また、換気扇・冬場の加湿器等の有効利用を行い少しでも安心安全に利用していただけるよう配慮します。そして、職員は様々な場面において密を回避できるよう常に意識を持つことに加え利用者への促しを行います。

6 摂津市障害者職業能力開発センター「せっつくすのき」

1 運営方針

摂津市障害者職業能力開発センターは大阪府の特別委託訓練施設として昭和61年4月に開所して以来、障がい者の職業能力開発訓練施設として歩んできました。身体障がい者対象のOA実務科と知的障がい者対象の実務作業科の2科を有し、それぞれ1年間にわたって職業訓練を行い、必要な職業能力の開発及び向上を図り、関係機関及び民間企業等の協力を得て、訓練生が適性と能力に応じた職業に就き、その職業生活の安定が図れるように取り組んでいきます。

障がい者の新規求職申込件数は増加傾向にあり、特に精神障がい者・発達障がい者の件数が伸びている状況の中、令和5年度から実務作業科の対象障がいに発達障がいを加えて「身体障がい・知的障がい・発達障がい」の3障がいに対応し、時代のニーズに合わせた多様な訓練ニーズの整備を進めていきます。

また、これまで大阪府から随意契約を受託して運営してきましたが、令和5年度契約からはプロポーザル方式が実施されることになり、これまで蓄積してきたノウハウと訓練ニーズの整備をもって企画提案をして選定を受けるよう努めます。

さらに、修了生が安定した就労生活が送れるように、アフターケアを充実させるだけでなく、ハローワークや就業・生活支援センター等関係機関との連携を図りながら、生活相談・技術指導等様々な職場定着支援を行います。

昨年度は新型コロナウイルスの感染拡大によりまん延防止等重点措置適用や緊急事態宣言が発令されましたが、感染防止対策に努めて通常訓練を実施することができました。就職活動については、職場実習の自粛や合同就職面接会の中止等新型コロナウイルスの感染拡大の影響を大きく受けました。今年度も、「新しい生活様式」を取り入れた訓練をより一層工夫して実施し、感染拡大防止に努め、働きたい、就職したい訓練生の願いを叶えていきます。

2 事業内容

それぞれの訓練科目を通じて、職業訓練指導や社会生活指導・就職指導・健康管理を行います。

(1) 職業訓練指導

訓練生の障がいの多様化・重度化、訓練生個々の能力、社会のニーズを把握し、柔軟に対応できるような訓練環境、訓練体制、訓練指導方法、訓練内容を充実させ職業訓練を行います。

① 職業訓練科目

(ア) OA実務科

一般事務就労を目標に、文書作成、Excelの基礎から応用技術の習得、ホームページの基礎や各種アプリケーションソフトの操作、会計入力処理、簿記、コンピュー

タの基礎知識等、事務処理全般における基礎知識についての訓練を行います。また、事務能力や情報収集・発信能力など実践的なIT能力を問う「日商PC検定試験（文書作成、データ活用、プレゼン資料作成、簿記初級）」、簿記等の検定試験と併せて資格取得をめざした内容の訓練を行います。そしてリモートワークに対応できるようにリモート訓練を実施します。

取得可能な資格……日商PC検定（データ活用） 3・2級

日商PC検定（文書作成） 3・2級

日商PC検定（プレゼン資料作成） 3・2級

日商簿記検定 初・3級、日商電子会計実務検定 3・2級

（イ）実務作業科

社会のニーズに応じた柔軟な訓練内容が提供できるように、従来から行っている木工作业に加え、多様な作業訓練を導入します。様々な軽作業の疑似体験的実習を取り入れ、またPCを利用した入力処理等就労先の仕事内容に適応できる能力の習得をめざし、持続力・集中力や手指の巧緻性・作業スピード・正確性等の向上を図ります。就労準備訓練として課題となるコミュニケーション力を高めるためのSSTを充実します。

これまで実務作業科が実践してきた個々の特性に応じた支援、見通しが立つ支援、安心できる支援体制を一層充実させて、令和5年度から科目対象障がいに「発達障がい」を加えるための準備を整えます。

取得可能な資格……日本情報処理検定協会（日本語ワープロ検定） 昨年度試行的に実施していた日本語情報処理検定協会のパソコン技能検定試験の資格取得を可能とします。

（ウ）合同訓練（2科の合同訓練）

両科共に大きな課題となるコミュニケーション力に焦点を当て、障がいの壁を取り除いて各科をつなぐ合同訓練を充実します。年齢層の厚み、障がいの多様化に対応した就労準備訓練を開発し、各科の指導の強みと特長を融合させて互いにひびきあうよう訓練効果を上げていきます。また、実際の職場環境に即した実践的な実務訓練へと展開します。合同訓練ではSST、接遇、事務実務、パソコン操作などを主にグループワークを行います。

（2）社会生活指導

就労に向けて、社会人としての日常生活習慣、自己の健康衛生管理や集団生活に必要な相互扶助・協調性、人間関係を保つ上での基本的なマナーを身につけるための社会生活指導を訓練生活全般で行います。

（3）就職準備訓練

就職するにあたり、仕事に対する態度や心構えなど職業人としての意識啓発を図る指導を施設内外を問わず訓練生活全般で行います。入校後初回面談からキャリアコンサル

ディングを実施して、自身の障がい特性について理解や、これまでのキャリアや職業準備性、職業能力などを整理することで自己理解を促します。履歴書・職務経歴書などの応募書類の作成、ビジネスマナー、面接練習などを繰り返して実施します。

(4) 健康管理

主治医及び法人嘱託医である整形外科医、精神科医の検診及び相談を必要に応じて行います。また、入校時及び入校後概6ヵ月後に健康診断を実施します。

新型コロナウイルス感染対策として、登校時の体温測定、健康チェック、手洗い・手指消毒を行っていきます。

有事に備えて、全訓練生から定期通院と服薬についての調査を行います。

3 時間割

時限	1	休憩	2	3	休憩	4	5	休憩	6	7
時間	9:00 9:50	9:50 10:00	10:00 10:50	10:50 11:40	11:40 12:30	12:30 13:20	13:20 14:10	14:10 14:20	14:20 15:10	15:10 16:00

※1時限は50分授業とし、年間訓練時間は1,400時限以上とする

4 就職活動

就職支援担当者を配置し、各公共職業安定所及び関係機関、事業所との連携を図り、訓練生の就職にかかわる活動を行います。

- ・事業所見学会

修了生が活躍している特例子会社見学

- ・就職相談

各公共職業安定所指導官との個別就職相談

- ・事業所開拓

事業所の見学等を行い、訓練生の実習及び就職先の事業所の開拓を行います。

- ・校外実習観察

校外実習を行っている訓練生の状況把握と就職への援助並びに事業所に対する助言、相談を行います。

- ・障がい者合同面接会

大阪府、北摂各市（摂津市・茨木市・高槻市他）及び近隣の公共職業安定所主催の障がい者雇用のための面接会に参加します。

5 訓練生の募集・施設のPR活動

訓練生の募集、施設のPR活動のために各市役所、公共職業安定所、学校、病院、関係機関への連絡及び訪問を行います。また、大阪府の合同説明会（7・11・12月）や三島ブロック進路指導連絡会などに参加して、募集やPRを行います。

・入校相談

入校希望者の見学及び問い合わせ等について相談を随時行います。

・一日体験入校

入校希望者を対象に職業訓練の体験を随時行います。

・選考試験

OA実務科（身体障がい者） 9月、2月

実務作業科（知的障がい者） 12月

6 アフターケア

多くの訓練生が社会で活躍していますが、依然として雇用環境は厳しく、新たに就職することは難しい状況にあります。せっかく就職をしても、短期間で離職するケースもあり、助言や相談等修了生のアフターケアを行います。また、企業に対しても、しっかりとしたアフターフォローをすることにより、当センターとの信頼関係が築かれ、在校生の雇用にもつながるよう継続していきます。

7 各種会議

施設運営に関する事項及び訓練生に対する指導内容の向上について協議し、効率的かつ円滑な業務運営を推進するため次の会議を開催します。

- ・施設連絡会（月2回） ・行事实行委員会（随時）
- ・職員会議（月1回・随時） ・ケース会議

8 施設設備にかかる更新

16年間使用した訓練室、事務室のエアコンの入替工事を実施します。エアコンについては、新型コロナウイルス感染防止対策のための換気機能と省エネを兼ね備えた機種に入れ替えます。また今年度リース満了となるOA実務科のパソコン12台をOS・アプリケーション共に技術革新に適切に対応した機種に更新します。また複数の機能を統合したUTM（統合脅威管理）を導入して、確実に情報セキュリティ対策を行います。

9 災害防止対策・安全管理

災害（火災・地震等）の際、特に配慮を要する障がい者が施設を利用していることから、

安全確保を第一とした訓練を実施します。また、訓練中の事故・ケガ防止のために安全管理・安全教育を実施します。

- ・避難訓練（総合訓練２回・地震２回・火災２回）

1 0 個人情報の保護

大阪府との「職業訓練委託契約書 個人情報取扱特記事項」及び「個人情報保護管理規程及び方針」に基づき、個人情報の取扱いを適正に行います。

1 1 虐待のための対策

虐待は身体的なものと、心（言葉遣い・態度）に対するものと、さらに経済的なものがあります。訓練生への虐待を未然に防止するために、日頃から権利侵害を見逃さないようにし、虐待の芽を摘んでいくとともに関係機関と連携して取り組みます。

1 2 苦情解決について

苦情受付の窓口を設け、関係機関と連携して訓練生や家族等からの苦情に対しては誠意を持って公正な解決に努めます。

1 3 年間行事計画

月	主 な 行 事	定 例 行 事	検 定 試 験
4	・入 校 式 (OA 実務科、実務作業科)	・避難訓練	・日商 P C 検定 文書作成 データ活用 プレゼン資料作成 ・日商簿記検定初級 ・日商簿記検定 ・日商電子会計実務 検定
5	・個別参観、懇談 ・就職相談		
6			
7			
8	・就職相談 ・夏期休暇 (8/11～8/16)		
9	・選考試験 (OA 実務科) ・修了式 (OA 実務科)		
1 0	・入校式 (OA 実務科) ・運動会		

1 1			
1 2	・人権研修 ・選考試験（実務作業科） ・冬期休暇（12/28～1/4）		・日本情報処理 検定協会 日本語ワープロ検定
1			
2	・選考試験（OA 実務科）		
3	・修了式 （OA 実務科、実務作業科） ・春期休暇（3/26～4/未定）		

1 4 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う措置・対応

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染者拡大を受け、まん延防止等重点措置、緊急事態措置の適用があり、ワクチン接種や新たな変異株の発生など日本全体が大きな影響を受ける中での運営となりました。今年度も刻々と変化する状況に的確に対応して「新しい生活様式」を取り入れた感染対策を励行し、職員及び訓練生に対してより一層の注意喚起を行います。また新型コロナウイルス感染者発生時の対応、BCP（事業継続計画）、緊急連絡先リスト等の整備を行い、万が一の際も対応できるよう努めていきます。

7 摂津市立第1児童センター

1 運営方針

令和4年度もコロナウイルス感染症への対策は余儀なくされることが予想されます。コロナ禍の二年余り、事業の実施においては対策を講じ内容は試行錯誤を繰り返して見直してきました。それらを深化させ具体的には緊急事態宣言が発出され休館措置を取らざるを得ない状況においてもリモートの運用や SNS を活用しての遊びの紹介や提供をして利用児者に対するサービスを途切れさせません。開館中の日常においては行事の実施も一日で終えるのではなく密集を避ける配慮から参加できる機会を拡げ週間化した季節行事を行うなどコロナ禍においても実施でき継続可能な事業として確立していきます。このような状況であるからこそ来館者が安心して気持ち良く利用できる施設として環境整備が必要です。それらに必要な経費として Wi-Fi 機能を強化し環境を整える事によりリモートの運用を改善します。トイレの改修についてはかねてより修繕5か年計画でも要求しているように利用者が感じる印象としても古さから衛生的でない印象を与えていました。市資産管理の調査においても洋式化や床のドライシステム化の導入が必要であるとの見解であり改修を図るものです。第三者評価については令和2年9月3日から児童館における第三者評価基準ガイドラインの全部改正が適応されました。「児童館ガイドラインの改正について」の内容を踏まえてのもので当センターは平成29年度に受審して以来、新しい基準での評価を受けることが必要と考えています。対外的には「子ども食堂」を新たな日常で再開の可能性を探っていきます。令和2年度に設立された摂津市子ども食堂ネットワークに参画し市内の子ども食堂を運営している事業者と情報共有し必要に応じて連携を図り法人の社会貢献事業としてより充実させていきます。また法人が今後取り組むべき鳥飼地区にオープン予定の児童センターを併設する複合施設については第1児童センターとの連携、ノウハウを共有できることが他事業所に対する強みであり、そこを意識しての事業運営に努めます。

2 事業内容

(1) 主催事業

ア 年間主要行事	(別掲)	イ 定例行事活動	(別掲)
ウ 教室活動	(別掲)	エ クラブ活動	(別掲)

(2) その他の事業

各事業が児童センターのみの単独事業ではなく原則、交流や貸館が前提となるため児童センターの計画だけで決定できませんが状況に応じて調整を図りできる限り実施していきます。

・地域交流・社会参加

大阪人間科学大学子ども教育学科との事業連携で子育て支援事業である「おもしろくらぶ」を共同実施します。

- ・多世代交流事業

身体障害者・老人福祉センターと協力して、子ども、高齢者、障がい者が楽しく交流できる事業を実施します。地域の自治会、民生児童委員にも参加を呼びかけます。

- ・連携事業

学校や地域の関係団体との連携・協力を図り一中校区地域教育協議会（すこやかネット）の地域連携事業で事務局、会場として中心的役割を担っていきます。

- ・情報発信

事業などの情報については特に保護者向けに従来よりの市広報、センターニュース、ポスター、チラシに加えてホームページ、SNS（フェイスブック、インスタグラム）を利用し頻回に発信します。

- ・移動児童館事業

別府コミュニティセンターでのエントランス提案事業の定例実施や遠方の小学校の学童保育室を中心にけん玉出張認定を実施します。

- ・乳幼児絵本貸出事業

乳幼児対象の絵本の貸し出しを行います。

- ・相談事業

児童相談及び育児相談等、関係機関との連携・協力を図ります。

- ・とりかいこども園の建替えに伴う多機能化に対する提案活動

とりかいこども園の建替えに伴う新たな機能として「児童センター機能」が構想されており、第1児童センターとして事業や施設整備の点で提案していきます。

- ・こども食堂

当法人の社会貢献事業として「こども食堂」を実施します。

事業にあたっては栄養士をはじめとした他施設の職員と協力しながら取り組んでいきます。

- ・特別使用

児童発達支援センターの「くまさん親子教室」の実施や育児サークル活動団体等に部屋の貸し出しや活動を援助します。

- ・ボランティアの育成・登録を行います。

3 各種会議

- ・施設連絡会議(月2回)

- ・行事实行委員会(随時)

- ・運営委員会(定例年2回及び随時)

- ・職員会議(随時)

- ・ボランティア連絡会議（随時）

- ・子どもスタッフ会議（定例月1回及び随時）

4 災害防止対策

災害(火災・地震等)の際には、特に配慮を要する児童及び乳幼児が利用していることから、安全の確保を第一とした防災訓練を実施します。

5 防犯対策

不審者侵入等の緊急時における子どもの安全確保をするための訓練を実施し、組織体制の確認をするとともに、侵入者への対応の仕方や牽制方法の習得、職員や子どもの安全意識の高揚を図ります。

6 事故防止対策

日々の環境整備や遊具等の点検を実施し、年1回専門業者による遊具点検を行います。

7 苦情解決システム

苦情受付の窓口を作り、苦情に対しては、誠意を持って公正な解決に努めます。

8 個人情報保護

個人情報管理規程に基づき個人情報を保管しているロッカー等については全て施錠し、館外へ持ち出しません。

9 虐待防止対策

日常より子どもの心身の状態や家族の態度などの観察、情報収集に努め、必要により専門機関と連携して対応します。

10 年間行事計画

*感染症対策として主要事業の変更内容

(1) 既存事業

・ 児ーセンまつり

食品を扱わずゲームコーナーやクラフト、大道芸の鑑賞などを行ないます。時間制、定員制にて実施します。

・ 児ーセンツアー(キャンプ)

近隣キャンプ場あるいは児童センターでのデイキャンプを検討します。移動手段、定員の見直しをします。

- ・夏まつり
児童センターの各室を使い、密を招かないよう広い会場(遊戯室)でのイベントを行います。
- ・乳幼児サマーランド・乳幼児ランド
定員制で時間区切って二部制で実施します。遊びの内容を検討します。
- ・お月見
定員を設けて申込制で天体観測とクラフトを実施します。一般来館者も意識しやすいように館内で一定期間、展示などを行います。
- ・ハロウィン
乳幼児親子から小学生まで幅広く楽しめるイベントとして展示コーナー(フォトスペース)を設けるなどします。
- ・クリスマス会
実施時の状況を鑑みながら会場への入場制限を設けて実施します。
- ・お正月行事
一定期間においてお正月あそびと館内飾りつけを子ども達と行います。

上記以外の季節行事や伝承行事については来館者が誰でも参加できるような取り組みとします。

(2) いろいろあそびプロジェクト

コロナ禍継続事業

- ① 月ごとに違う遊びを提案し来館者が誰でも挑戦できるようにします。月間王者を決めて順位でポイントを競い年間王者を目指していきます。

コロナ禍新規事業

- ① 外あそびの活性化 春夏～水遊び、どろんこ遊び 秋冬～公園遊び、ごっこ遊び

・お母さんボランティア

親子プログラムや行事のボランティアを受け入れていきます。 LINE 機能を使ってボランティアへの連絡を活性化させます。

(3) クラブ活動

(カッコ内は感染症拡大局面時)

曜日	クラブ活動	内 容
金	おもしろクラブ	3才から就学までの親子を対象にしたクラブ活動。8回制プログラム構成で春、秋の2回実施。 運動遊び、クラフト、バス遠足など※定員…春期・秋期共20組(10組から12組 年間3期 バス遠足なし)

木	けん玉クラブ	小学2年生から6年生対象。けん玉の持ち方からけん玉道 級・段位の取得をめざし集中力、持続力を養う。他校区、異年齢のつながりを育む。文部科学大臣杯など大会へ参加し、経験の機会を増やす。 ※定員…前期・後期共15名（練習場所の変更）
金	卓球クラブ	小学2年生から6年生対象。ラケットの持ち方から試合ができるまで指導。他校区、異年齢のつながりと協調性を育む。技術、体力を身に付ける。対外試合への参加。 ※定員…前期・後期共15名
土	リコーダークラブ	小学1年生から6年生対象。5種のリコーダーを使ってのオーケストラ演奏。 演奏技術、他校区、異年齢のつながりと協調性を育む。対外演奏への参加。 ※定員…前期・後期共15名(個別指導、練習場所の分散など)
随時	クリスマスキッズ	全学童対象。ダンスなどの活動を行い、児童センター行事のクリスマス会などでの発表や対外的なイベントへの参加を図る。 ※定員…年間15名
随時	子どもスタッフ	小学4年生から小学6年生が対象。毎月第1土曜日にこどもスタッフ会議を実施。子どもの意見で行事の企画、運営に関わる。児童センター利用児のリーダー的存在として将来的にも地域のリーダーとして活躍できるよう関わる。 ※定員…10名程度

8 摂津市障害者総合支援センター

I 摂津市障害者総合相談支援センター「ウイング」

1 運営方針

(1) はじめに

相談支援は、大きく分けて三層構造になります。一つ目は、基本相談支援を基盤とした計画相談支援で二つ目は、市町村が実施主体となる一般的な相談支援である障がい者相談支援事業(地域生活支援事業の必須事業)、三つ目が地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発などを担う機能である基幹相談支援センターになります。

令和 4 年度の事業については、当センターが担うべき基本的事業を継続しつつ、重点策としては、「次世代を見据えた人材育成」「地域における相談支援の中核的な機能をもつ基幹相談支援センターとして行う人材育成や地域支援の充実」「新型コロナ感染防止対策」「法人相談支援部門の充実」を上げます。

(2) 基幹相談支援センター及び計画相談支援、障がい者相談支援事業

基幹相談支援センター事業については、三障がい対応の初期相談窓口としての機能や権利擁護・虐待防止、地域移行支援の取り組み、相談支援事業者への専門的助言支援、相談支援従事者養成研修新カリキュラムにおける実地研修の受け入れなどの人材育成や地域支援を実施し、障がいのある人が地域で自分らしく、安心・安全に生活を送っていくために必要な地域での支援体制の整備を地域共生社会の構築も指向しながら行っていきます。

また、障がい児の健全な発達が保証されるための地域の支援体制のネットワーク化や専門的支援のコーディネート機能、医療的ケアを必要とする障がい児者への支援体制の整備など市立児童発達支援センターをはじめとした専門機関への後方支援やそれらを検討する場でもある自立支援協議会の運営事務局を担っていきます。

地域生活支援事業の障がい者相談支援事業(市委託事業)については、個別支援において、福祉サービスや医療等にかかる相談が多い一方、障がい当事者への虐待や権利侵害案件、成年後見制度の利用に関する相談、発達障がい者や精神障がい者の特性から求められる継続的な不安の傾聴や混乱した状態に対しての助言などが増えてきています。また、高い専門性が必要となる触法障がい者支援も継続していきます。

令和 4 年度については、相談支援専門員が受け持つ標準取扱件数や報酬加算の要件、基幹相談支援センターとしての機能強化等を考慮し、管理者兼基幹相談支援センター業務担当の主任相談支援専門員 1 名と計画相談支援担当の相談支援専門員 6 名(うち 1 名は、主任相談支援専門員資格所持)の計 7 名配置とします。

さらに、近い将来に世代交代が見込まれており、培ってきたサービスの質の維持向上をめざしていくためにも専門職と位置付けられている相談支援専門員の人材育成を重点策とし、外部研修の計画的な受講と管理者である主任相談支援専門員による相談支援専門員のキャリアパスに沿った助言・指導を行います。

2 事業内容

(1) 障がい者相談支援事業（摂津市地域生活支援事業で市からの委託事業。対象は、障がい者）

平成18年度より実施してきた事業で障がい者や家族等に対して、電話や来所、家庭訪問などにより下記の支援を行います。

福祉サービスの利用援助、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、権利擁護に必要な支援、専門機関の紹介、地域自立支援協議会などへの参加

(2) 摂津市基幹相談支援センター等機能強化事業（摂津市地域生活支援事業で市からの委託事業）

三障がいを対象とした相談支援拠点の設置によって専門的な相談支援等を要する困難事例への対応や人材育成として地域自立支援協議会を構成する相談支援事業者等に対して専門的な指導、助言及び相談支援従事者養成研修新カリキュラムにおける実地研修の受け入れを行います。また、長期入所・入院者の地域移行推進や自立支援協議会の運営などと摂津市障害者介護給付費等支給審査会審査委員の委嘱を受け審査会に出席します。

令和3年3月に開始された摂津市地域生活支援拠点等事業における「相談機能」を当センターが主に担いつつ、「緊急時の受け入れ・対応」「体験の機会・場」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」については、摂津市障害者地域自立支援協議会や当センター(基幹相談支援センター)機能を活用しながら後方支援を行います。

(3) 計画相談支援（国事業・市指定）

障がい者や障がい児(障害者総合支援法のサービスののみを利用する児童)及びその保護者が希望する生活が送られるように本人中心の支援計画をケアマネジメント手法を活用して作成し、きめ細やかな支援を行います。

① サービス利用支援(サービス等利用計画作成)

② 継続サービス利用支援(モニタリングの実施)

なお、当センターは、相談支援機能強化型体制Ⅰ（サービス利用支援1,864単位/件、継続サービス利用支援1,613単位/件）と行動障害支援体制加算(35単位/件)、要医療児者支援体制加算(35単位/件)、主任相談支援専門員配置加算(100単位/件)を受けています。

(4) 地域相談支援（国事業・府指定）

① 地域移行支援

障がい者支援施設等の施設に入所している障がい者または精神科病院等に入院している精神障がい者、矯正施設を退所する障がい者に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与します。

② 地域定着支援

居宅において単身等の状況において生活する障がい者に対して、当該障がい者との常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態において相談その他の便宜を供与します。

(5) 大阪府障がい者相談支援アドバイザー派遣事業（大阪府事業）

都道府県地域生活支援事業のひとつで、府から委嘱を受けたアドバイザーとして、地域のネットワーク構築や相談支援体制の向上等に向けた指導・助言等の広域的支援を行います。

(6) 障がい支援区分認定調査調査員

認定調査員は、障がい福祉サービスの支給申請のあった本人及び家族等と面接をするとともに、三障がい共通の調査項目等に基づき認定調査を行います。あわせて、サービス利用意向聴取及び家族状況等の概況調査を行い、必要に応じて相談も受けていきます。

(7) 陽だまりと会議室(貸室)の運営

陽だまりは、障がい福祉の啓発を目的に当センターロビーに市内日中活動系事業所の利用者が作った作品の展示(一部は販売)と市民が自由に持ち帰ることが出来る障がい福祉事業所や機関、当事者団体のパンフレット、機関紙等を設置します。本事業の実施主体は、摂津市になり、現在、陽だまりの移転に向けた検討を担当課（障害福祉課）において実施されています。

また、市内障がい福祉事業所や当事者団体の活動を支援する等の目的で会議室の貸室事業を継続します。必要に応じて基幹相談支援センター等機能強化事業として当事者団体等の定例会に参加し、助言や情報提供を行います。

3 専門性の向上

相談支援専門員は、相談援助技術や地域援助技術、各種法制の理解、プレゼンテーション力などの社会福祉をはじめとした広範囲な領域にわたる知識や技術が必要となる専門職になります。近い将来に世代交代が見込まれており、培ってきたサービスの質の維持向上をめざしていくためにも専門職と位置付けられている相談支援専門員の人材育成を重点策とし、外部研修の計画的な受講と管理者である主任相談支援専門員による相談支援専門員のキャリアパスに沿った助言・指導を行います。

また、地域支援の一環として、自立支援協議会相談支援部会において相談支援の質的向上に向けた取り組みや相談支援従事者養成研修における実地研修(インターバル研修)の受け入れを行います。

4 相談支援体制の整備及び広報活動

摂津障害者生活支援センター「はあねす」（身体障がいの方及びその家族）や相談支援事業「あしすと」（精神障がいの方及びその家族）、茨木・摂津障害者就業・生活支援センター、市立児童発達支援センターや障がい福祉サービス事業所、専門機関、各種団体等と連携して相談支援体制の充実を図ります。

また、当センターのホームページを活用し、利用者や地域に対して情報発信を積極的に実施していきます。

5 支援体制の整備

日中活動の場を利用している方、就労している方を対象に、相談しやすい環境を作るとともに、必要な支援を行います。

（１）サービス提供日と時間

月曜日～金曜日の８時４５分～１７時１５分（土・日・祝休）

ただし、第１土曜日のみ通常開所

（２）人員体制

相談支援・・・管理者兼主任相談支援専門員 １名、相談支援専門員 ６名（うち１名は、主任相談支援専門員資格所持）

（３）夜間休日対応

基幹相談支援センター業務として、また、計画相談支援の相談支援機能強化型体制Ⅰの要件として、利用者や家族の急病、災害時の緊急相談の受け入れとして２４時間体制での相談窓口設置が義務付けられており、すでに休日と夜間には、携帯電話での相談窓口を整備しています。夜間休日における緊急相談の例示と携帯電話番号は、当センターのホームページで公開しているほか、相談支援利用者に対しては、契約時に説明しています。携帯電話は、２台整備し、１台（１号機）は、職員が輪番で、あと１台（２号機）は、管理者が通年、所持しており、緊急相談対応マニュアルを整備しています。現状では夜間休日の緊急相談は、平均、月に２～３回程度で電話による支援や関係機関・事業所との電話連絡で解決することがほとんどで職員が現場に赴くことは、数年に一度程度です。

6 中立公平性の確保

相談支援という性質上、利用者のニーズに対して偏りなくサービス調整の実施と提供を行います。利用者に対しては、もちろんのこと、関係機関、事業所に対しても中立公平な立場を堅持します。

また、摂津市障害者相談支援事業の受託という市の代行者としての業務を遂行することの意味から地方公務員法第３０条（住民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務する）

への準拠や障害者総合支援法第87条基本指針の第1の三（地域の実情に応じ、中立・公正な立場で適切な相談支援が実施できるような体制の整備を図る）を遵守し、特に高い中立公平性を確保しながら、常に社会的責任、社会的要請を意識し、人権を尊重した支援を行います。

7 秘密保持と個人情報の保護

利用者等の秘密保持と個人情報保護を次に掲げるとおりとします。

サービスを提供する上で知り得た利用者及び保護者、家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。さらに、サービスを円滑に提供するため、他の障がい福祉サービス事業者等との情報の共有が必要な場合があります。利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で用いる等、利用者の個人情報を他の障がい福祉サービス事業者等に提供しません。また、利用者の保護者、家族の個人情報についても予め文書で同意を得ない限り、利用者の保護者、家族の個人情報を他の障がい福祉サービス事業者等に提供しません。

8 虐待防止

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・虐待防止に関する責任者と虐待防止マネージャーの選定を行います。
- ・成年後見制度の利用支援を行います。
- ・苦情解決体制の整備を行います。
- ・法人の虐待防止マニュアルに沿って、従業者は虐待防止を啓発・普及するための研修に参加して人権意識の向上や技術の向上に努めるとともに、支援の遂行にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整え、利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。
- ・相談支援の究極の目的は、権利擁護にあり、サービス等利用計画利用者中心支援計画となるように適切な支援の実施に努めます。

なお、平成24年10月以降の障害者虐待防止法の施行に伴い、障がい者支援の事業者として、法律に規定する責務を果たします。

9 苦情の受付と利用者からの評価を受ける体制

利用者からの苦情に至るプロセスは、「質問・問い合わせ⇒希望・要望⇒請求・苦情⇒責任追及・訴え」となります。苦情の発生には、理由があり、それに至るプロセスは、「インシデント（ヒヤリハット）⇒アクシデント」となり、利用者の不利益やトラブル、事故につながります。

福祉サービス提供者として支援の質や量を上げるとマイナス面としてリスクは付きま

うものでサービス提供時には、消極的な姿勢にもなりがちです。より質の高いサービスを提供することによって多くの事故が未然に回避できるという考え方（クオリティー・インプルーブメント）で取り組むべきで、そのためには、未然防止と発生時のセーフティーマネジメント（安全管理）の視点を重視していきます。

（１）予防的措置

事前にリスクを回避するための措置を講じます。具体的には、日々の支援記録を職員全員で共有し、支援の中で潜んでいるインシデントに気づき、改善策を職員全員で共有します。

ヒヤリハットについては、ヒヤリハット記録を作成して原因と改善策を明らかにします。

特に個人情報多数を扱う業務になるので個人情報の漏洩防止については、引き続き、多重の施錠や個人情報の持ち出しの厳禁を維持します。

（２）事後的措置

利用者の不利益やトラブル、事故が起こったときは、応急対応の後に事故記録を速やかに作成して当事者や家族、法人や市、関係者に報告し、原因分析と改善策を導き出し、改善に向けた取り組みを行います。必要に応じて法人顧問弁護士等の専門家に相談し、損害賠償が必要な時は、法人で加入している賠償・傷害保険の適応になります。

サービス内容等に対する苦情については、利用者からの苦情解決の取り組みに関する実施要綱に基づいて対応します。

1 0 相談支援統括者

令和２年４月１日の人事異動により、当センターの施設長が「相談支援統括者」としての辞令を受け、法人内の相談支援各部門における支援体制の整備や人材育成として支援会議等に参加しました。

当センターの相談支援部門(ウイング)には、週１回の支援会議に、就業・生活支援センターと児童発達支援センターには、月１回の支援会議に参加して人材育成に努めています。

1 1 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う措置・対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続くなかで環境整備としては、令和２年７月に感染予防策として改修工事を実施し、令和３年度には、自動検温・手指消毒器や二酸化炭素濃度測定器の設置を行い、さらに、職員が感染者または、感染が疑われる利用者宅を止むなく家庭訪問等を行う時に必要な感染防護衣類等(ヘアキャップ、防護服、ゴーグル、ゴム手袋、シューズカバー、マスク、消毒液)を用意し、防護衣類等の着脱訓練を実施しています。

ソフト面では、当センターホームページを活用した支援の対応や府知事から府民への要請内容、注意喚起等の情報発信と来所者に対する健康チェックカード記入やマスクの着用

のお願い、緊急事態宣言下等においての対面支援の休止等を行いました。

職員の対応としては、法人の「新型コロナウイルス感染防止のための職員行動指針」をもとに当センター独自の職員感染予防指針や職員に感染者等が発生した場合の対応マニュアルを作成し、行動履歴書作成を継続しています。月初めには、職員に対して職員感染予防指針に沿った自己評価票の提出を求めており、さらに、法人内の居住系サービス施設・事業所で感染者が発生したときの当センター職員による応援体制も構築しました。感染拡大が落ち着き、安全な状態になるまではそれらを継続していきます。

新型コロナウイルス感染症については、終息が当面の間は見込めないことから、令和4年度についても引き続き、感染予防に注力していきます。

地域への対応としては、摂津市障害者地域自立支援協議会において、感染者等の人権を守りながら、感染拡大の防止を目的に感染者等の情報を関係者で共有する「新型コロナウイルス感染者等の情報共有システム」を構築しており、当センターが事務局を担っています。

II 茨木・摂津就業・生活支援センター

1 運営方針

障害者就業・生活支援センターは、就職を希望されている障がいのある方、あるいは在職中の障がいのある方や家族の方が抱える不安や困っていることに応じて、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を実施します。

身近な地域で、雇用・保健福祉・教育等の関係機関や事業所との連絡の拠点として連絡調整等を積極的に行いながら、就業及びそれに伴う生活に関する指導・助言、職業準備訓練・職場実習のあっせん、職場定着支援等、障がい者の職業生活における自立を図るために必要な相談・支援を行います。

令和4年度の事業については、当センターが担うべき基本的事業を継続しつつ、重点策としては、「次世代を見据えた人材育成」「関係機関とのネットワーク体制の充実」「サービスの質の向上」「新型コロナ感染防止」を上げます。また、相談希望者が増加していたため、利用者が相談しやすい体制として令和2年度下半期から土曜日開所を定例の第1土曜日に付け加え第3土曜日を試行的に開所してきましたが令和3年度から本格実施にしました。

なお、職員配置については、主任就業支援ワーカー1名、就業支援ワーカー3名、生活支援ワーカー2名の計6名の配置が必要となっています。

2 次世代を見据えた人材育成

就業・生活支援センター従事者に対しては、専門資格の取得や実務経験等の条件がありませんが三障がいへの対応や多様なニーズへの対応など障がい当事者に対する支援に必要な就労や生活に対する幅広い知識や相談援助技術、ネットワークづくりをはじめとしたソーシャルワーク手法等の獲得が求められ、さらに、障がい者を雇用する企業に対する支援も求められています。そのためには、職員の専門性の向上が必要になり、従来積み上げてきた支援実績を基礎に時代のニーズに応じられるように、外部研修の受講や週1回の内部会議の継続、スタッフ内での情報共有や当センター独自のキャリアパスを作成し、それに沿ったスーパービジョンや研修を実施しながら、専門性の向上や業務の効率性の向上に努めます。

3 関係機関とのネットワーク体制の充実

支援センターの業務遂行上、摂津市と茨木市の2市を一つの圏域としているため、両市をはじめとする関係機関、事業所との密接な連携は不可欠であり、幅広い機関に対して支援センターの活動の周知を図りつつ、理解と協力を求めるため全体の運営会議を年1回開催します。また、摂津市、茨木市の障がい者自立支援協議会や各種ネットワーク会議、大阪府域や北摂地域の就業・生活支援センター連絡会への参画、さらに支援学校運営協議会委員に就任し、就労支援、生活支援におけるネットワーク体制の強化に努めます。

4 サービスの質の向上

(1) サービス提供体制の充実

就労している利用者が相談しやすい環境を作る目的に引き続き第1、3土曜日を開所日とします。

(2) 利用者支援の充実(個別支援計画作成とアセスメントの充実、情報提供)

①支援の充実

利用者の増加に伴い、障がいの多様化が進んでいます。それぞれの障がいに応じた支援の実施のために専門研修の受講や内部会議による支援方法の見直しの機会等を設けつつ、支援方針や支援内容を明確化した当センター独自の個別の支援計画やアセスメント票の様式を作成しています。今後、それらの利用者への導入を随時、進めてまいります。

②利用者への情報提供

当センターの機関紙(年3回発行)やホームページを活用し、利用者や地域に対して情報発信を継続していきます。

5 事業内容

(1) 個別支援

支援を必要とする障がい者に対して月1回実施しているガイダンスに参加していただき、当センターのサービス内容を理解していただいたうえで登録手続きに入ります。個別面談にてアセスメントを実施したうえで支援計画を作成し、各関係機関や事業所との連絡調整を行います。利用者のニーズに沿った就労・生活面の助言や指導を行い、必要に応じて職業評価を第三者機関にて実施したり、基礎訓練の実施や茨木公共職業安定所との連携による各種就職支援制度・サービスの活用を行います。

就職後の職場定着支援として利用者個別に対する会社訪問や来所相談を実施したり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等を考慮しながらサロンや各種講座を開催して利用者同士の親睦の場を設けていきます。

(2) 事業主に対しての助言

雇用企業、事業所に対して随時懇談を行い、信頼関係を築きながら、障がいの特性やコミュニケーションの取り方、虐待防止、差別解消など必要な情報提供を行います。

(3) 各種障がい者関係機関との連携

身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいの支援関係機関、事業所と連携し、広く情報交換などを行います。

6 秘密保持と個人情報の保護

サービスを提供する上で知り得た利用者及び保護者、家族の秘密、個人情報、利用者が就労する事業所における企業秘密及び担当者の秘密、個人情報については、正当な理由なく第三者に漏らしません。

また、サービスの円滑な提供のためにやむを得ず関係機関等との間に情報の共有が必要な場合においても、本人の同意を得ない限り個人情報を提供しません。

平成 29 年度から相談支援ソフトを導入し、個人情報の管理の安全性を高めています。

7 苦情解決について

利用者からの苦情に至るプロセスは、「質問・問い合わせ⇒希望・要望⇒請求・苦情⇒責任追及・訴え」となります。苦情の発生には、理由があり、それに至るプロセスは、インシデント（ヒヤリハット）⇒アクシデントとなり、利用者の不利益やトラブル、事故につながります。

福祉サービス提供者として支援の質や量を上げるとマイナス面としてリスクは付きまとうものでサービス提供時には、消極的な姿勢にもなりがちです。より質の高いサービスを提供することによって多くの事故が未然に回避できるという考え方（クオリティー・インプルーブメント）で取り組むべきで、そのためには、未然防止と発生時のセーフティーマネジメント(安全管理)の視点をもって臨みます。

① 予防的措置

事前にリスクを回避するための措置を講じます。具体的には、日々の支援記録を職員全員で共有し、支援の中で潜んでいるインシデントに気づき、改善策を職員全員で共有します。

ヒヤリハットについては、ヒヤリハット記録を作成して原因と改善策を明らかにします。特に個人情報を多数取り扱う業務になるので個人情報の漏洩防止については、引き続き、多重の施錠や個人情報の持ち出しの厳禁を維持します。

② 事後的措置

利用者の不利益やトラブル、事故が起こったときは、応急対応の後に事故記録を速やかに作成して当事者、家族、法人や市、関係者に報告し、原因分析と改善策を導き出し、改善に向けた取り組みを行います。必要に応じて法人顧問弁護士等の専門家に相談し、損害賠償が必要な時は、法人で加入している賠償・傷害保険の適用になります。

8 虐待防止

利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために必要な措置を講じます。

- ・虐待の防止に関する責任者の選定を行います。
- ・成年後見制度の利用支援を行います。
- ・苦情解決体制の整備を行います。

- ・法人の虐待防止マニュアルに沿って、従業者は虐待防止を啓発・普及するための研修に参加して人権意識の向上や技術の向上に努めるとともに、支援の遂行にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整え、利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。
- ・利用者が勤務する事業所において、虐待が確認された場合は、速やかに市障害福祉課及び大阪労働局・府自立支援課、労働基準監督署に通報し、指示を受けた上で適切に対応します。

なお、平成24年10月以降の障害者虐待防止法の施行に伴い、障がい者支援の事業者として、法律に規定する責務を果たします。

9 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う措置・対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続くなかで環境整備としては、令和2年7月に感染予防策として改修工事を実施し、令和3年度には、自動検温・手指消毒器や二酸化炭素濃度測定器の設置を行い、さらに、職員が感染者または、感染が疑われる利用者宅を止むなく家庭訪問等を行う時に必要な感染防護衣類等(ヘアキャップ、防護服、ゴーグル、ゴム手袋、シューズカバー、マスク、消毒液)を用意し、防護衣類等の着脱訓練を実施しています。

ソフト面では、当センターホームページを活用した支援の対応や府知事から府民への要請内容、注意喚起等の情報発信と来所者に対する健康チェックカード記入やマスクの着用のお願い、緊急事態宣言下等においての対面支援の休止等を行いました。

職員の対応としては、法人の「新型コロナウイルス感染防止のための職員行動指針」をもとに当センター独自の職員感染予防指針や職員に感染者等が発生した場合の対応マニュアルを作成し、行動履歴書作成を継続しています。月初めには、職員に対して職員感染予防指針に沿った自己評価票の提出を求めており、さらに、法人内の居住系サービス施設・事業所で感染者が発生したときの当センター職員による応援体制も構築しました。感染拡大が落ち着き、安全な状態になるまではそれらを継続していきます。

新型コロナウイルス感染症については、終息が当面の間は見込めないことから、令和4年度についても引き続き、感染予防に注力していきます。